

令和7年度 建設業講習会

建設工事における 安全衛生管理について

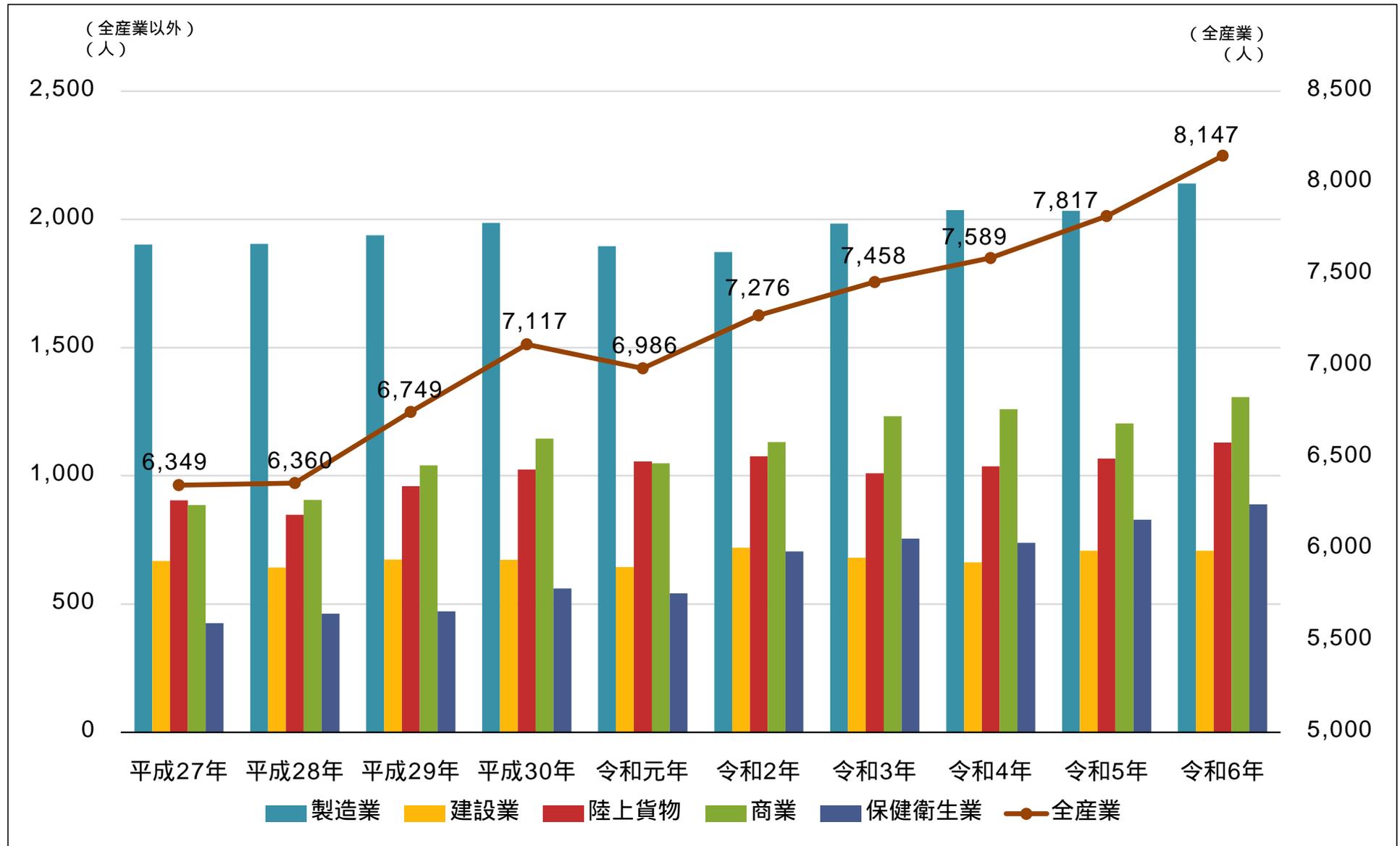
令和7年11月6日、11日



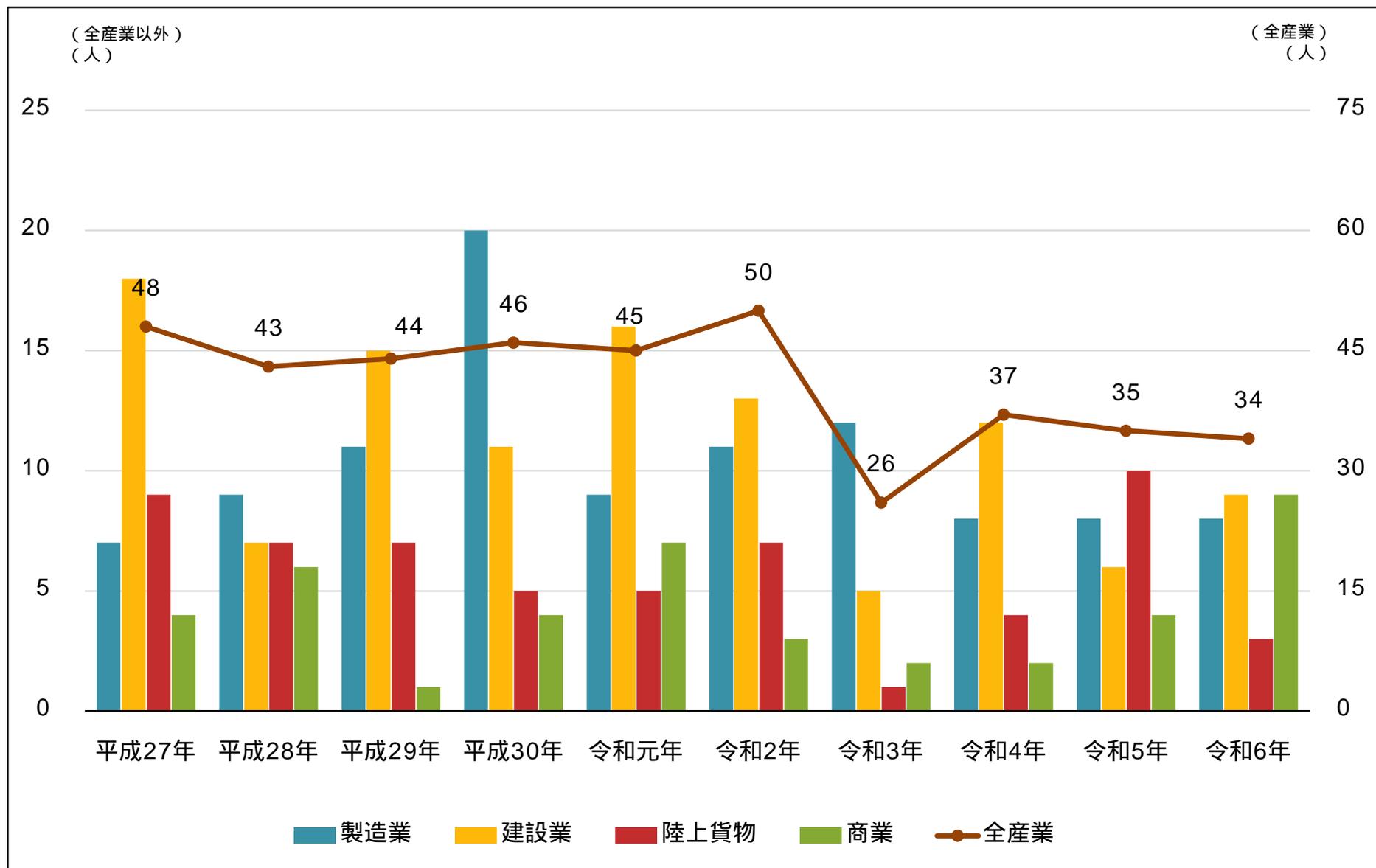
愛知労働局労働基準部安全課

令和6年の労働災害発生状況

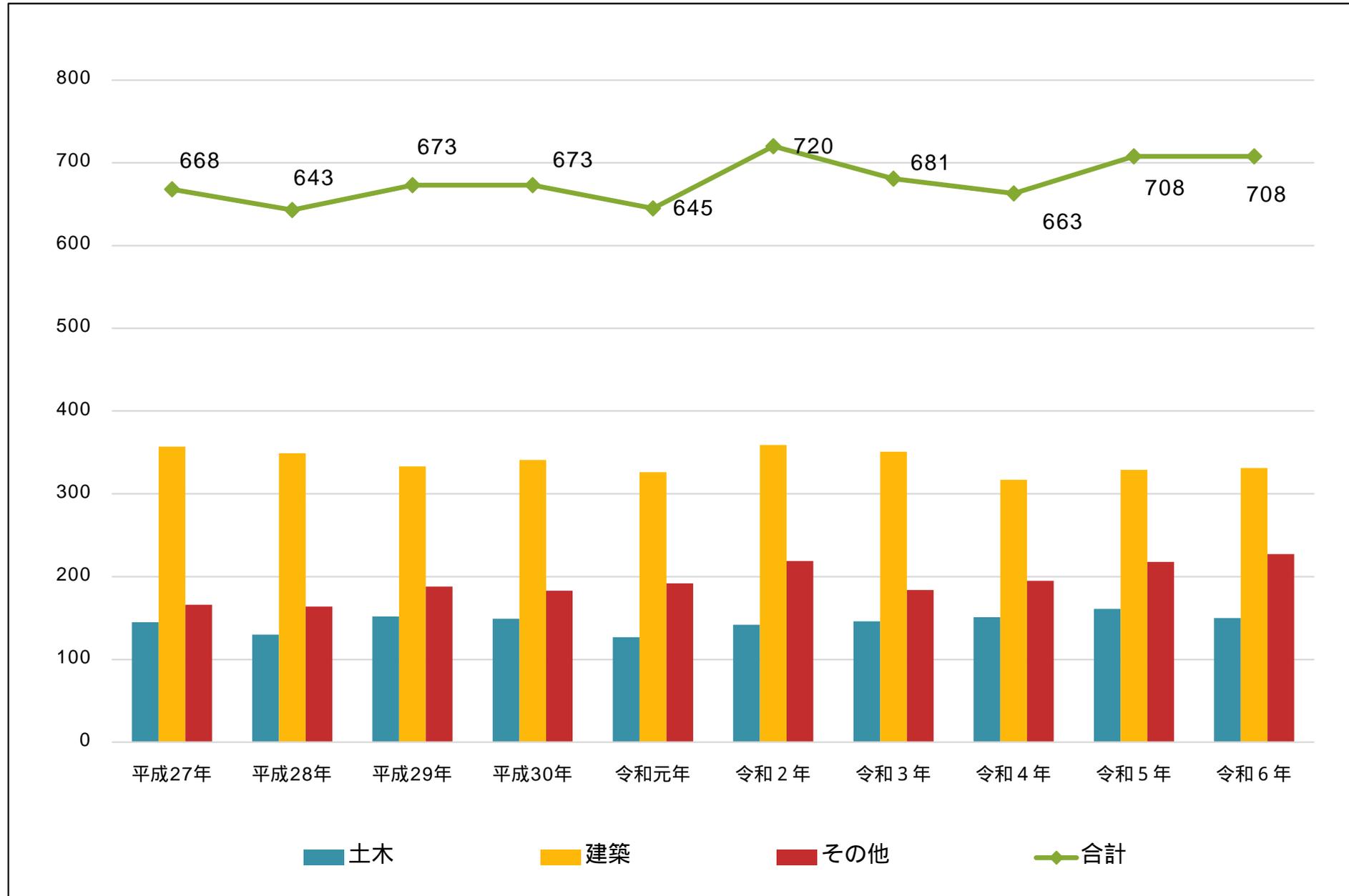
死傷災害の推移



死亡災害の推移



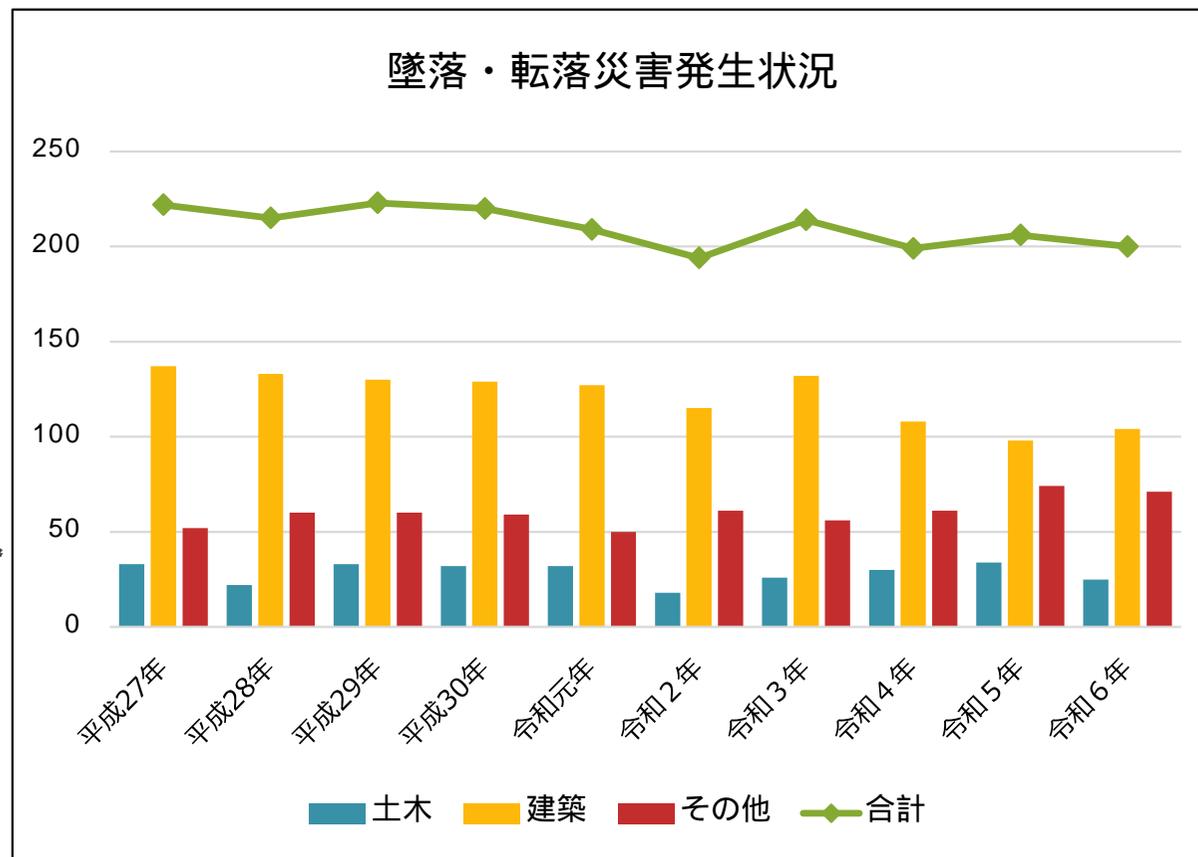
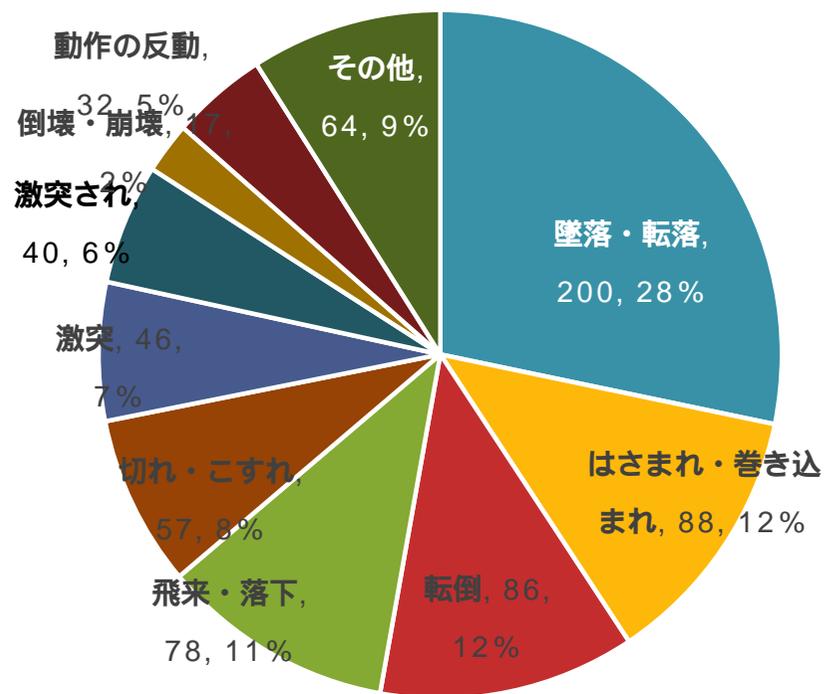
建設業における死傷災害の推移



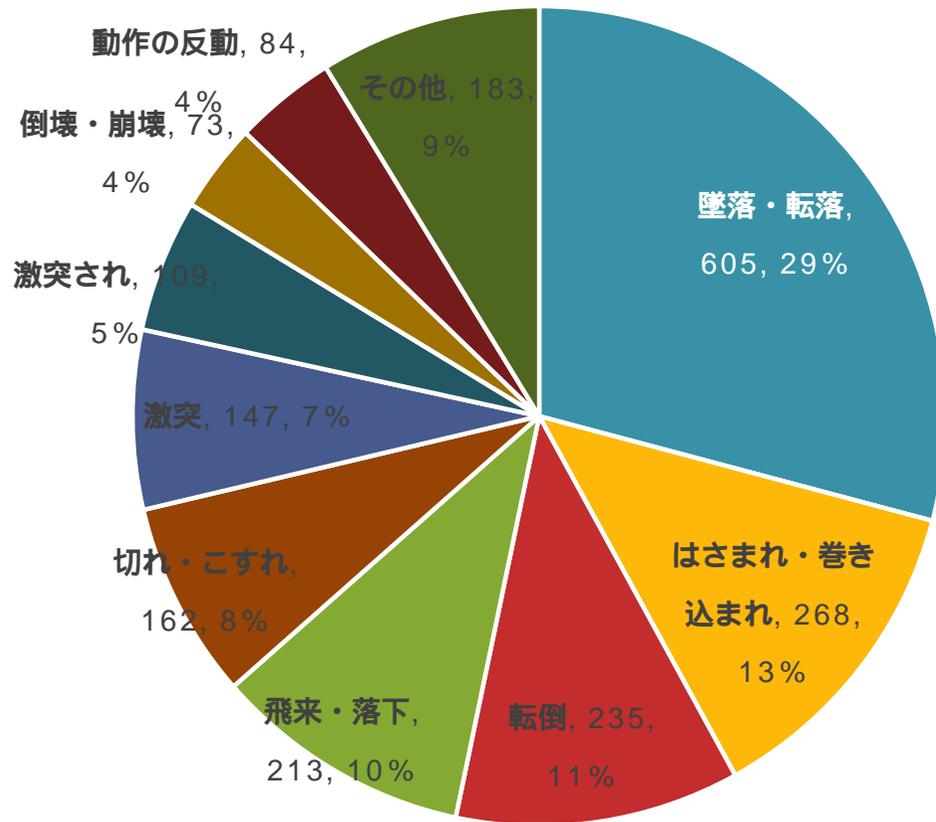
建設業における死亡災害発生状況（令和6年）

業種	事故の型	起因物	年齢	経験期間	災害の概要
その他の建築工事業	墜落、転落	はしご	68	52年	土蔵改修工事の一環として、土壁の補修箇所の調査のため、被災者は、脚立2段目に立ち、外壁トタンを外す作業を行った。脚立は同僚作業員が押さえていたものの、被災者は作業中にバランスを崩して転落した。
機械器具設置工事業	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	51	10年	被災者は、建物の庇上に散水装置を設置する工事のため、庇上で準備作業を行っていたところ、約4.5m下へ墜落した。
その他の建築工事業	墜落、転落	はしご	67	20年	屋根工事の見積りのため、はしごを用いて屋根に登ろうとしたところ、はしごから転落した。
機械器具設置工事業	墜落、転落	足場	58	28年	エレベーター設置工事において、昇降路内で搬器の枠組みに足場板をかけて作業床とした。被災者が、当該作業床上で作業を行っていたところ、当該作業床の固定器具が一部外れ、当該作業床が傾いたため、墜落した。
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	42	10年	工場内への機械搬入工事において、工場の屋根に一時的に設けた開口部について、当該開口部周囲にベニヤ板を設ける作業を行っていた際、被災者がFRP製の窓明かりを踏み抜いて墜落した。
上下水道工事業	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	41	3年	下水道工事にて、道路上で被災者は、交通誘導員が付き添いマーキング作業を行っていた。作業終了間際に、被災者が交通誘導員に、他の場所での作業を指示した。その後、被災者が車両にはねられた。
その他の建設業 - その他	交通事故（道路）	トラック	69	12年	被災者は、8tトラックにて、土の運搬中、下り坂のきついカーブで運転していたトラックが横転した。
道路建設工事業	はさまれ、巻き込まれ	基礎工事用機械	47	4年	橋梁基礎工事現場において、杭打機により鋼矢板を圧入作業中、被災者は、次の鋼矢板を建て込む前の清掃を行うため、杭打機に近づいたところ杭打機の可動部に頭部を挟まれた。
機械器具設置工事業	その他	起因物なし	62	29年	被災者は、出張のための移動中、道路上の端から飛び降り死亡した。

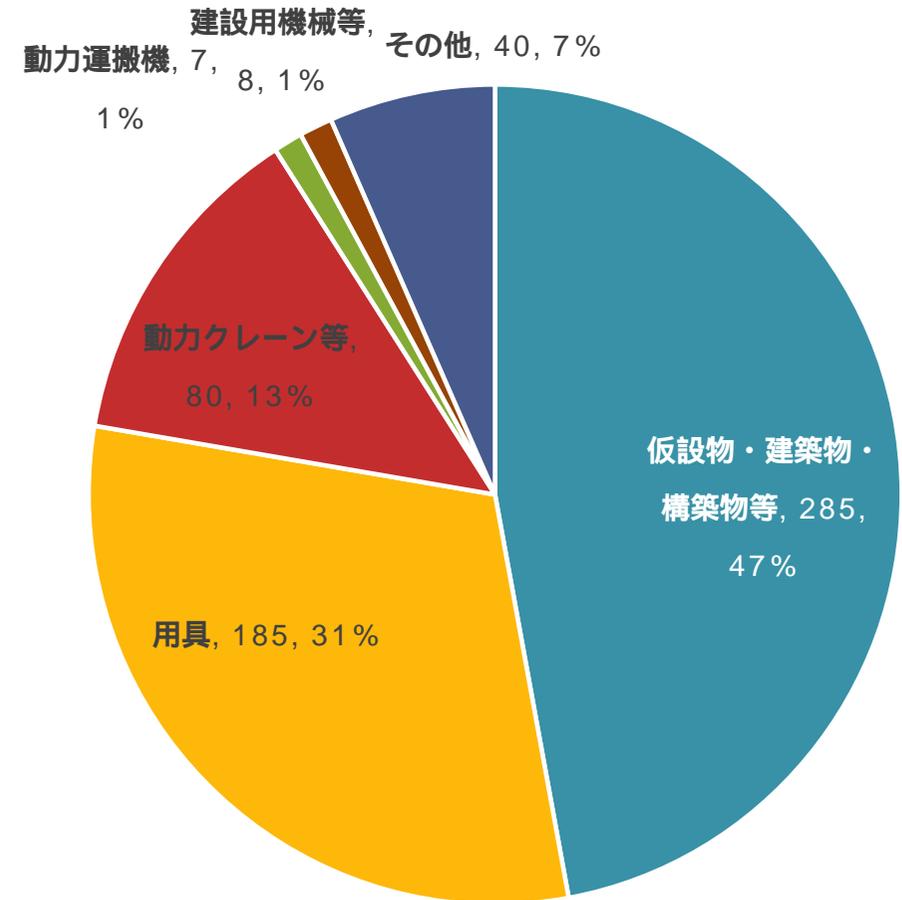
建設業の事故型別発生状況（令和6年）



建設業の事故の型別発生状況（過去3年間）

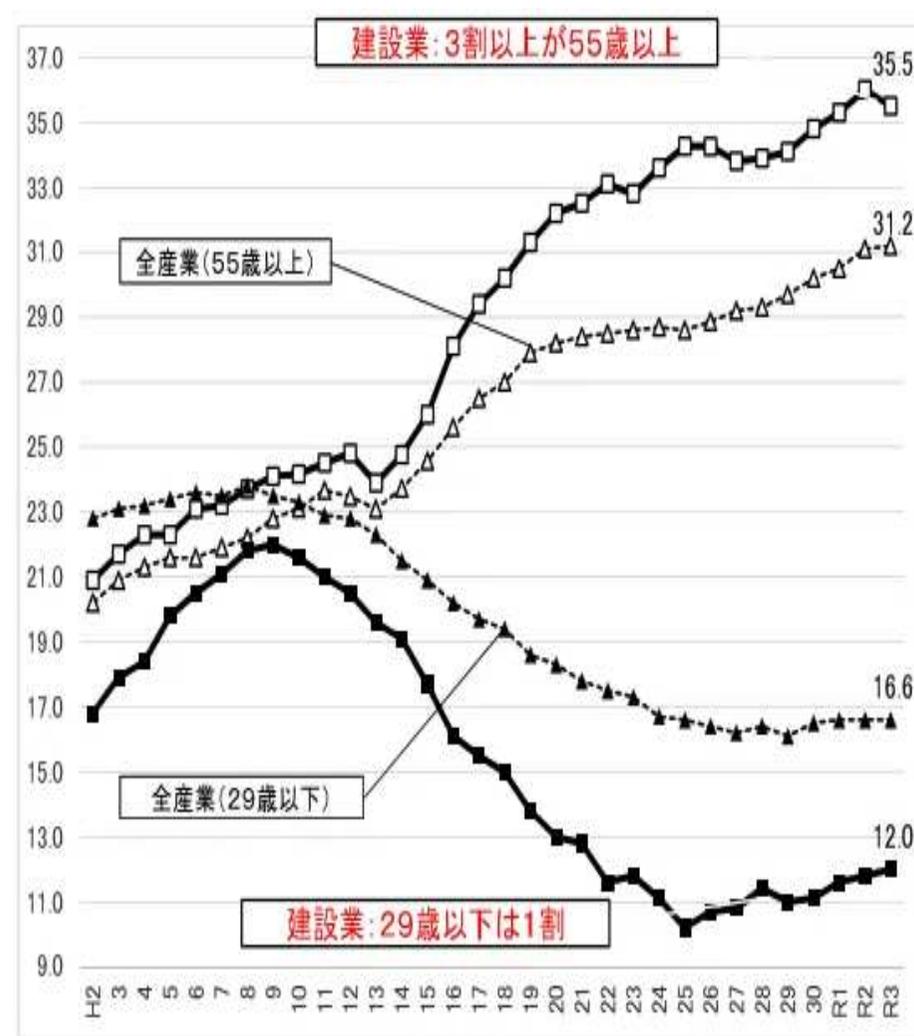
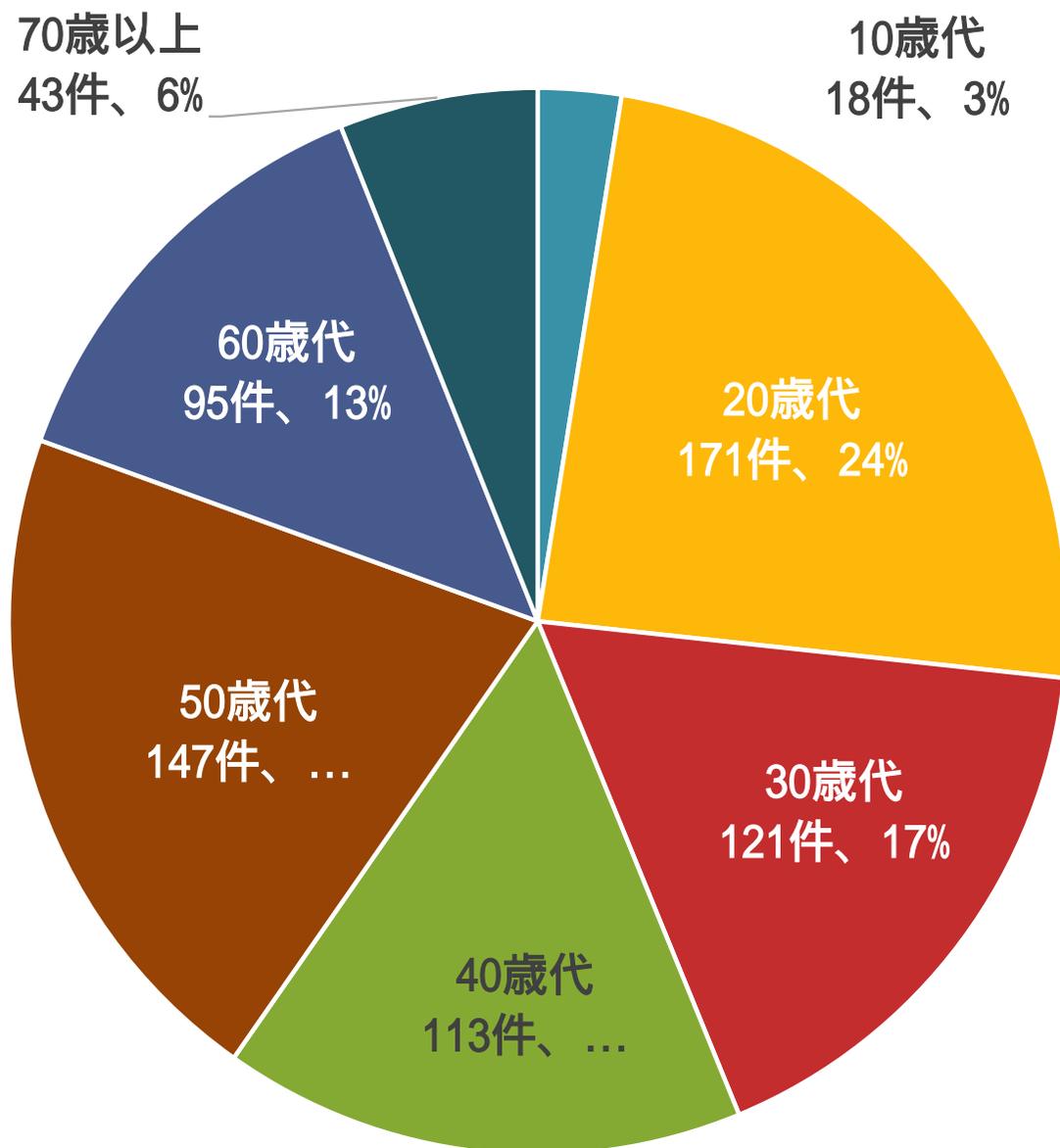


過去3年間の死傷災害（2079件）の事故型別内訳



過去3年間の死傷災害のうち、墜落転落災害（605件）の起因物別内訳

年齢別死傷災害の発生状況（令和6年）



出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

第14次労働災害防止計画





第14次労働災害防止推進計画

■ 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング (Well-being)**を実現する。

(2) 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

愛知 Aichi Labour Bureau
労働局



「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

重篤な労働災害の防止

リスクアセスメントの普及促進

アウトプット指標

製造業

はさまれ・巻き込まれ災害防止等

- 残留リスク情報入手 70%以上

建設業

墜落・転落災害防止

- フロントローディング実施 80%以上

第三次産業

+ Safe 協議会等の運用

総合的な健康対策

労働者の心身の健康確保

- 年次有給休暇の取得率 70%以上

化学物質及び粉じん対策

- 化学物質RA実施 80%以上

石綿対策

- 「安全経営あいち賛同事業場」2000事業場以上

アウトカム指標

- 製造業死亡災害 6人を下回る
- 建設業死亡災害 5人を下回る

- 工業中毒による死傷災害 7人を下回る
- 定期健康診断有所見率 上昇率 0%以下とする

- 死亡災害 早期に、25人を下回る
- 死傷災害 増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずる

計画のねらい

- 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
- 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現

重点事項ごとの具体的取組

	項目	主な内容
(1) 「安全経営あいち®」の推進	ア 「安全経営あいち賛同事業場制度（仮称）」の運用による機運醸成	<ul style="list-style-type: none"> 「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
	イ + Safe 協議会等の運用による第三次産業対策	<ul style="list-style-type: none"> 小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「+ Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
(2) 重篤な労働災害の防止	ア リスクアセスメントの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。 「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。
	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止等を重点とした製造業対策	<ul style="list-style-type: none"> 製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
	ウ 墜落・転落災害防止を重点とした建設業対策	<ul style="list-style-type: none"> 建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。 工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びDXの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。
(3) 総合的な健康対策	ア 労働者の心身の健康確保のための総合的対策	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
	イ 化学物質及び粉じんによる健康障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
	ウ 石綿による健康障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年等に改正された石綿障害予防規則（事前調査の適切な実施・報告等）の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。

- 行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生動向（転倒災害、腰痛等）を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供できるよう努める。

熱中症対策に係る規則改正等

1 改正の趣旨

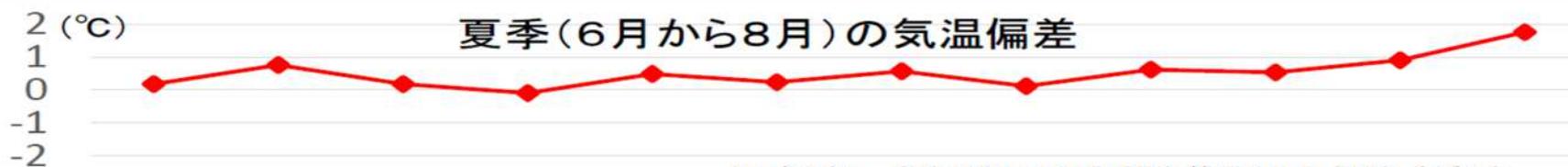
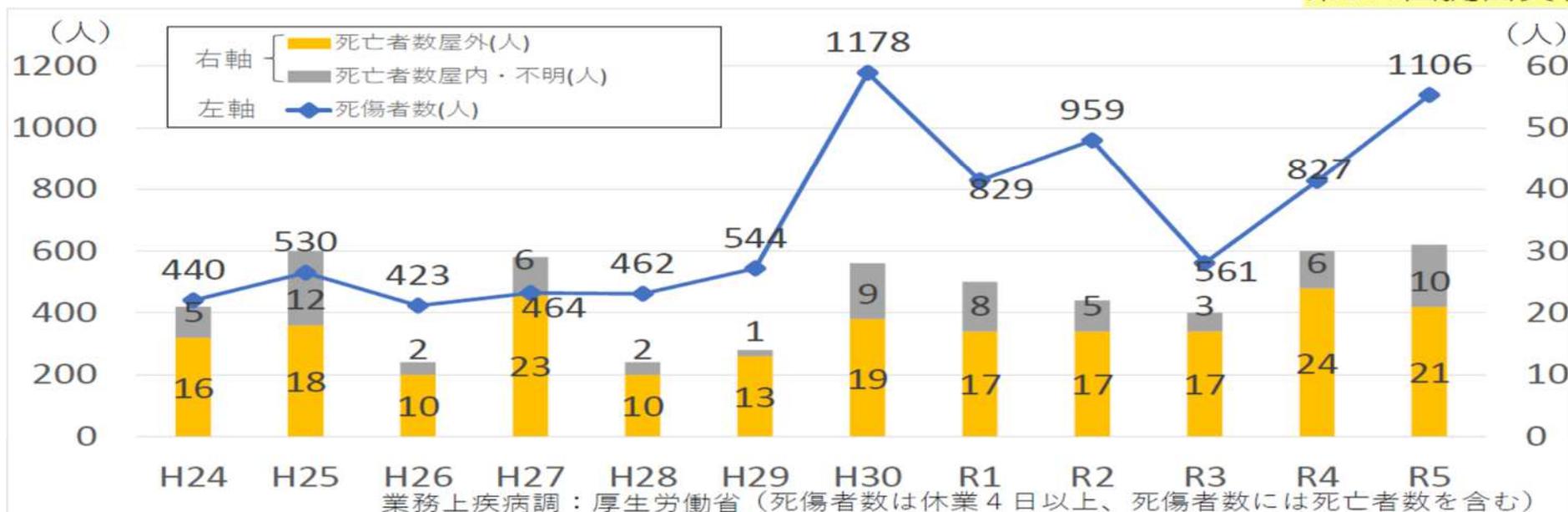
熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、

- 「早期発見のための体制整備」
- 「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」
- 「関係作業者への周知」を義務付けるもの。

(施行日：令和7年6月1日)

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況 (H24～)

第174回提出資料



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

2 改正の背景 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響によりさらなる増加の懸念がある
- ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**

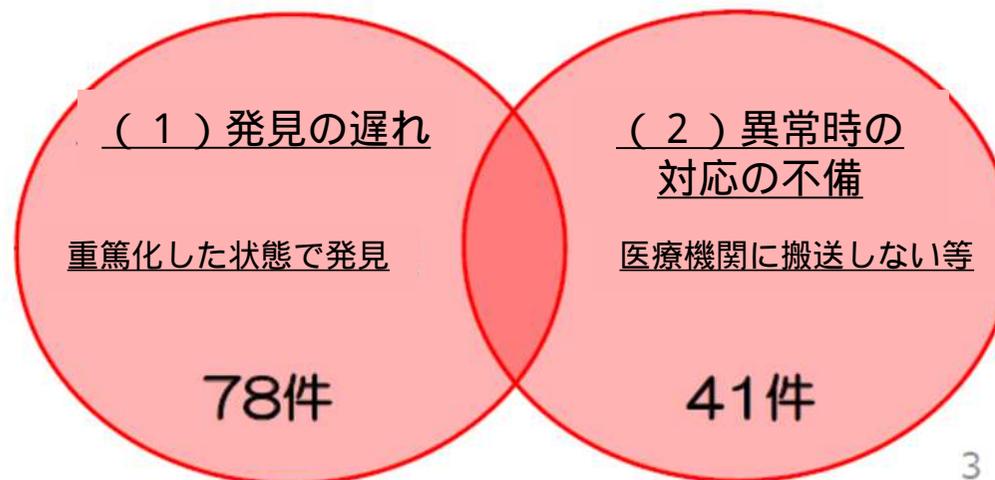
早急に求められる対応

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要項」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



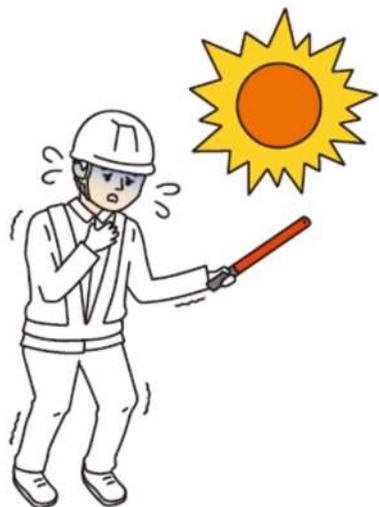
3 改正省令

労働安全衛生規則

第612条の2（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第1項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

第2項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、心身の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。



報告体制の整備 (新設 安衛則第6 1 2条の2 第1項関係)

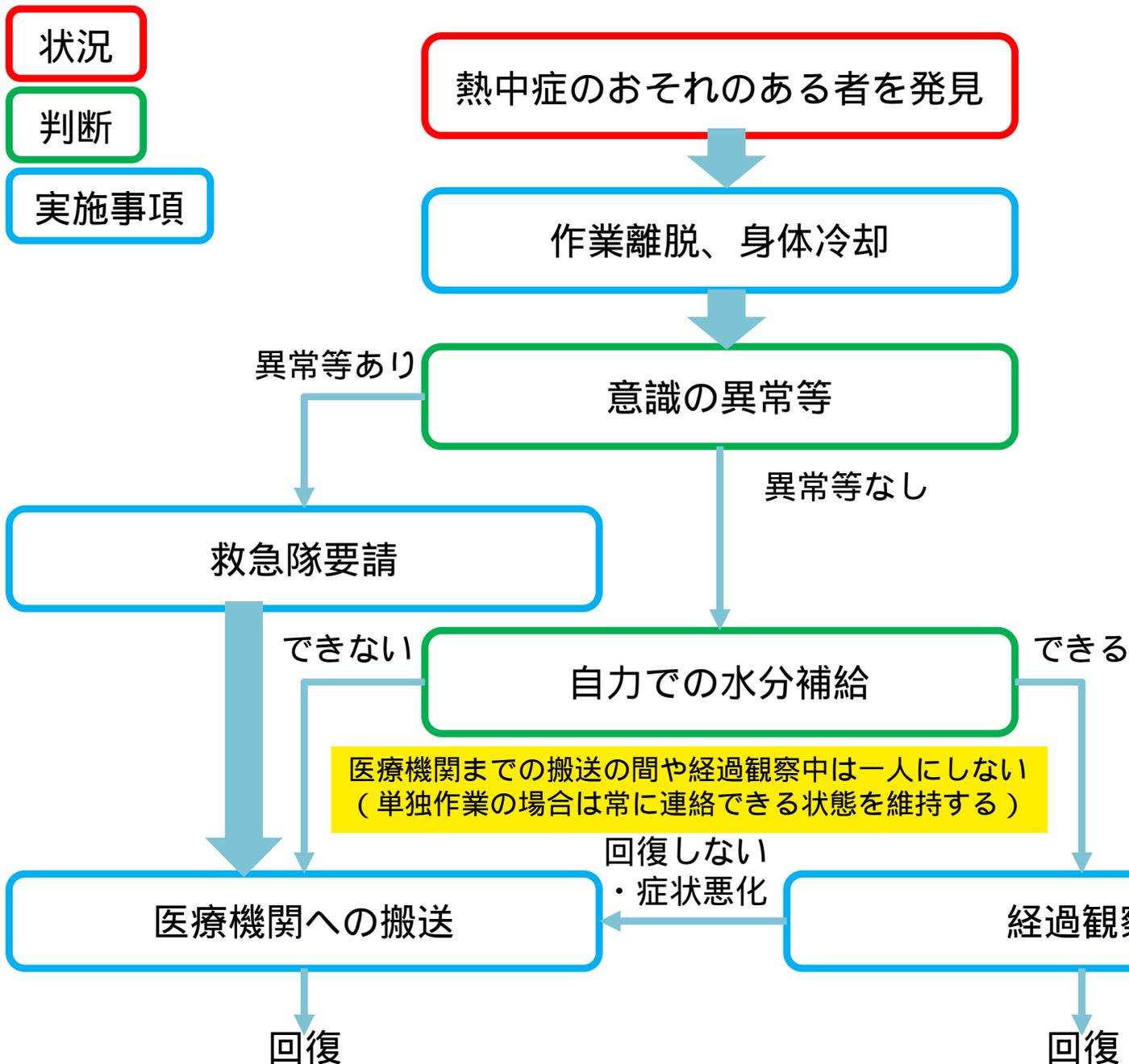
報告を行わせる体制の整備とは

- ◆ 熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる作業場の責任者等の**報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め明示する。**
作業者が同作業場で作業を行っている間、**随時、報告を受けられる状態を保つこと**を含みます。
- ◆ 明示は作業日の作業開始前までに行うこと。
夏季の屋外作業のように一定期間、暑熱な場所で作業を行うことがあきらかな場合は余裕をもって体制を整え、作業に従事することが見込まれる者に周知するよう努めること。
- ◆ 周知は**報告先等が確実に伝わる**ことが必要です。
朝礼時に口頭説明と掲示場所を伝える、メール、文書配布などあらゆる手段で伝えてください。
周知結果の記録保存までは求めていないが、事業者として適切に対応することが求められています。

手順等の作成（新設 安衛則第6 1 2条の2 第2項関係）

- ◆ 手順作成の時期は**作業日の作業開始前まで**に行うこと。
夏季の屋外作業のように一定期間、暑熱な場所で作業を行うことがあきらかな場合は余裕をもって体制を整え、作業に従事することが見込まれる者に周知するよう努めること。
- ◆ 周知は**報告先等が確実に伝わる**ことが必要です。
朝礼時に口頭説明と掲示場所を伝える、メール、文書配布などあらゆる手段で伝えてください。
周知結果の記録保存までは求めていないが、事業者として適切に対応することが求められています。
- ◆ 内容については事業場の体制や作業実態を踏まえて合理的に実現可能な内容とする。（最終ページで紹介しているパンフレットに参考例があります。）
熱中症対策を行っていない事業場は少ないと思いますので、**今ある仕組みの見直しと文書化（電子媒体OK）**で対応できると思われます。

4 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図



熱中症が疑われる症状例

【他覚書状】
ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい。筋肉痛・筋肉の硬直（こむら
返り）、頭痛、不快感、吐き気、
倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで判断するの
ではなく、
返事がおかしい
ぼーっとしている など、普段と様
子がおかしい場合も、熱中症のおそれ
ありとして取り扱うことが適当。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合
は、安易な判断は避け、#7119等を活
用するなど、専門機関や医療機関に相
談し、専門家の指示を仰ぐこと。

東海3県の#7119対応エリアは名古屋市と岐阜県

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

5 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図

状況

実施事項

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送、
必要に応じて救急隊要請

回復

医療機関までの
搬送の間や経過観察中は、
一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる
状態を維持する)

熱中症が疑われる症状例

【他覚書状】

ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】

めまい。筋肉痛・筋肉の硬直（こむら
返り）、頭痛、不快感、吐き気、
倦怠感、高体温 等

返事がおかしい

ぼーっとしている など、普段と様
子がおかしい場合も、熱中症のおそれ
ありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に
応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合
は、#7119等を活用するなど、専門機
関や医療機関に相談し、専門家の指示
を仰ぐことも考えられる。

東海3県の#7119対応エリアは名古屋市と岐阜県

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

6 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

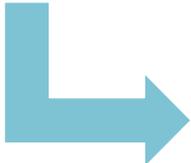
WBGT値とは…暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格 JIS Z 8504 を参考に、実際の作業現場で測定する
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握する

WBGT基準値の活用方法：表1-1に基づいて、身体作業強度とWBGT基準値を比べる

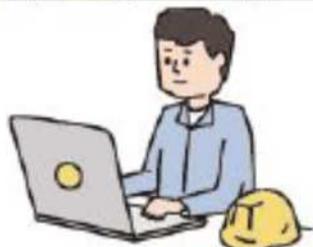
基準値を超える場合には、

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること



それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う

表 1 - 1 身体作業強度に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値	暑熱非順化者のWBGT基準値
0 安静	<p>安静、楽な座位</p> 	33	32
1 低代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ・軽い手作業 (書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な手及び腕の作業 [釘打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 重量物の荷車及び手押し車を押し たり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり掘ったりする など 	25	20

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、**直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等**を設けること。

(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に**冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所**を設けること。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者に作業に従事させる場合には、**暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。**

(3) 水分および塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、**水分および塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取**を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

第2 熱中症予防対策

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。

(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る



【朝礼やミーティングでの周知】【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

【メールやイントラネットでの通知】

件名:本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願
いいたします。



手順や連絡体制
の周知の一例

職場における熱中症対策の強化について

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の 強化について



パンフレット

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手続作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
※報告を怠けるだけでなく、現場経路や（エアコンの使用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での実施要綱など）により、熱中症の自覚がある作業員も積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ適切な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手続（フロー図②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や服装の状況等によっては、上記の作業に見当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。



リーフレット

建設工事における 安全衛生管理について

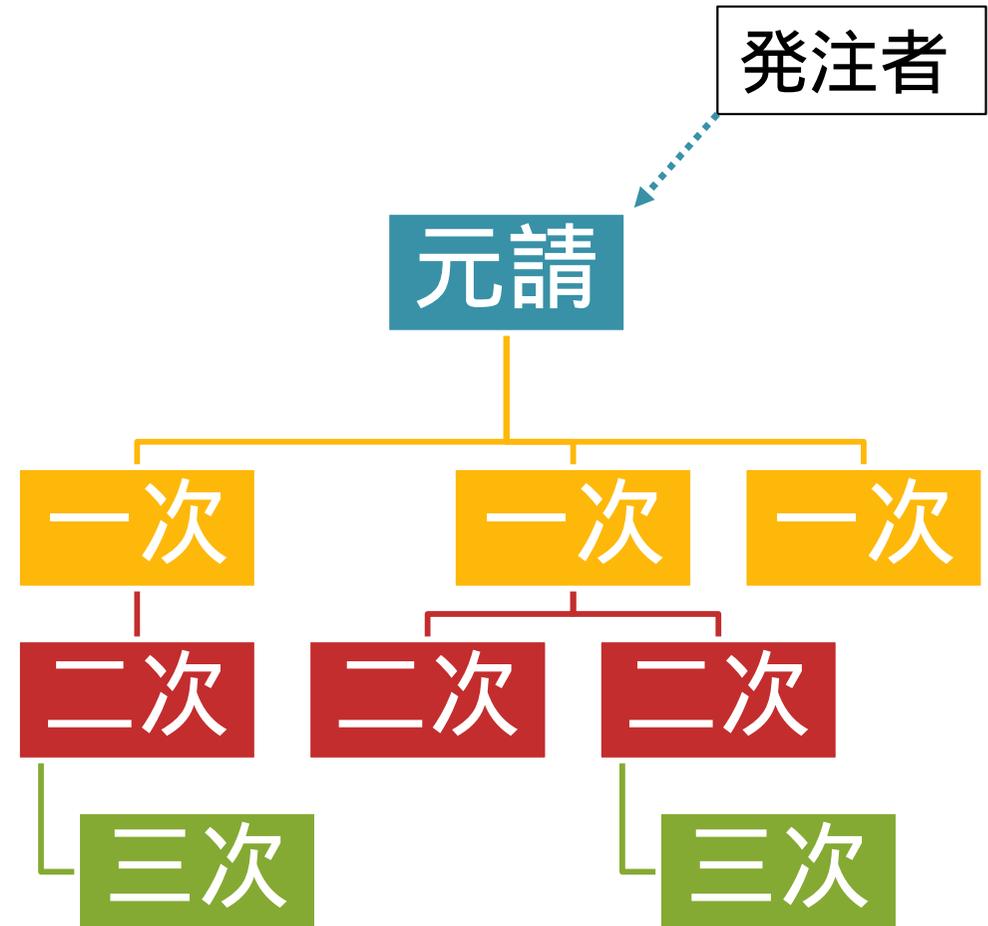
建設工事業の特徴

建設業は、発注者から元請事業者が建設工事の完成を請負い、その仕事の一部を数次の下請事業者が請負う重層下請構造です。

建設工事現場では、所属会社、職種の異なる労働者が同一の場所で混在して作業を行い、かつ作業内容が短期間に変化するという特徴があります。

建設工事現場での労働災害を防止するため、労働安全衛生法では、発注者・元請・下請の責務を定めています。特に元請には下請を含めた建設工事現場全体の安全・衛生の管理を行う統括安全衛生管理を義務付けています。

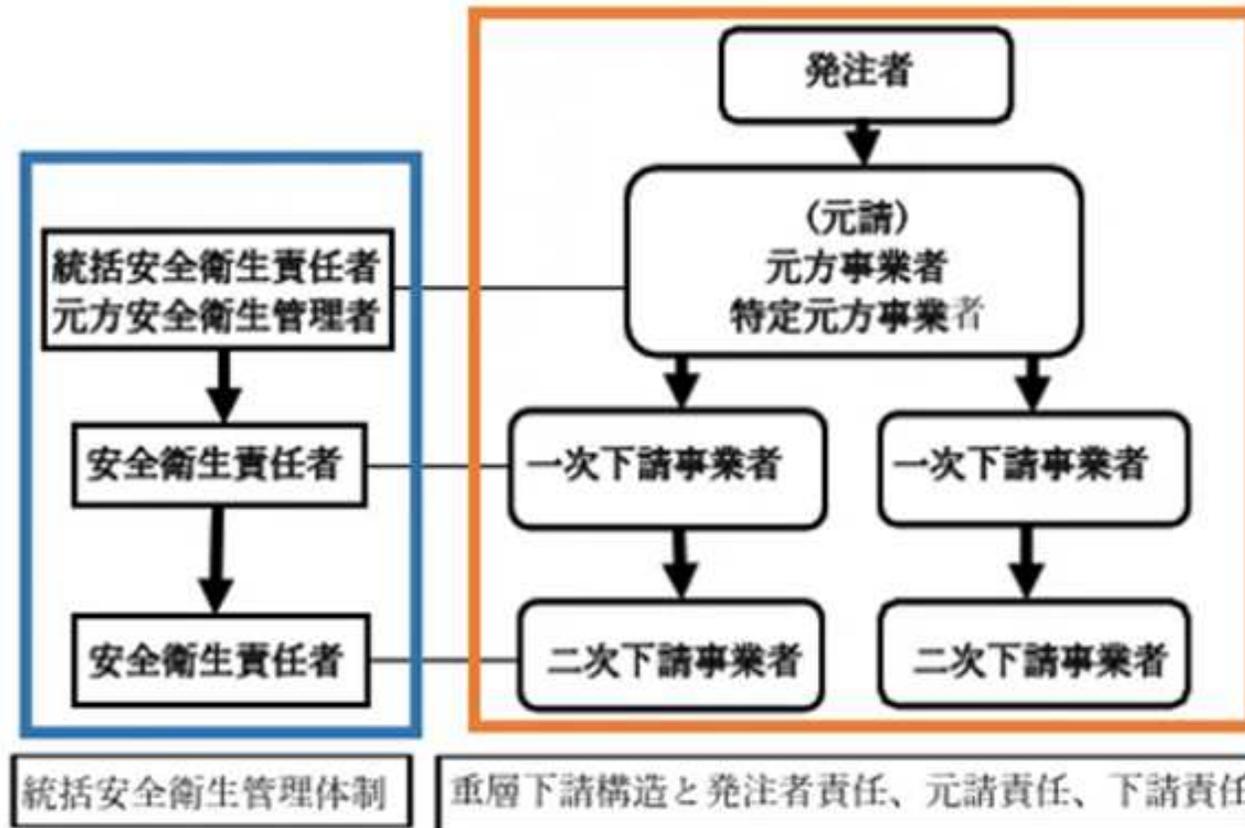
発注者とは、注文者のうちその仕事を他の者から請負わないで注文している者をいう：安衛法第 30条第 2 項



元請、一次、二次、三次・・・それぞれの事業者が、自らが雇用する労働者の安全と健康を確保する義務を負う

元請は特定元方事業者として、協議組織の設置運営や、全体の連絡調整などの統括管理責任を負う

重層請負構造



安衛法第30条第1項(特定元方事業者)

労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害防止のための措置

- ・協議組織の設置及び運営
- ・作業間の連携及び調整
- ・作業場所の巡視
- ・安全衛生教育に対する指導及び援助
- ・工程の計画及び機械・設備等の配置計画の作成、機械・設備等に講ずべき措置への指導

発注者に求められる責任

安衛法第3条第3項

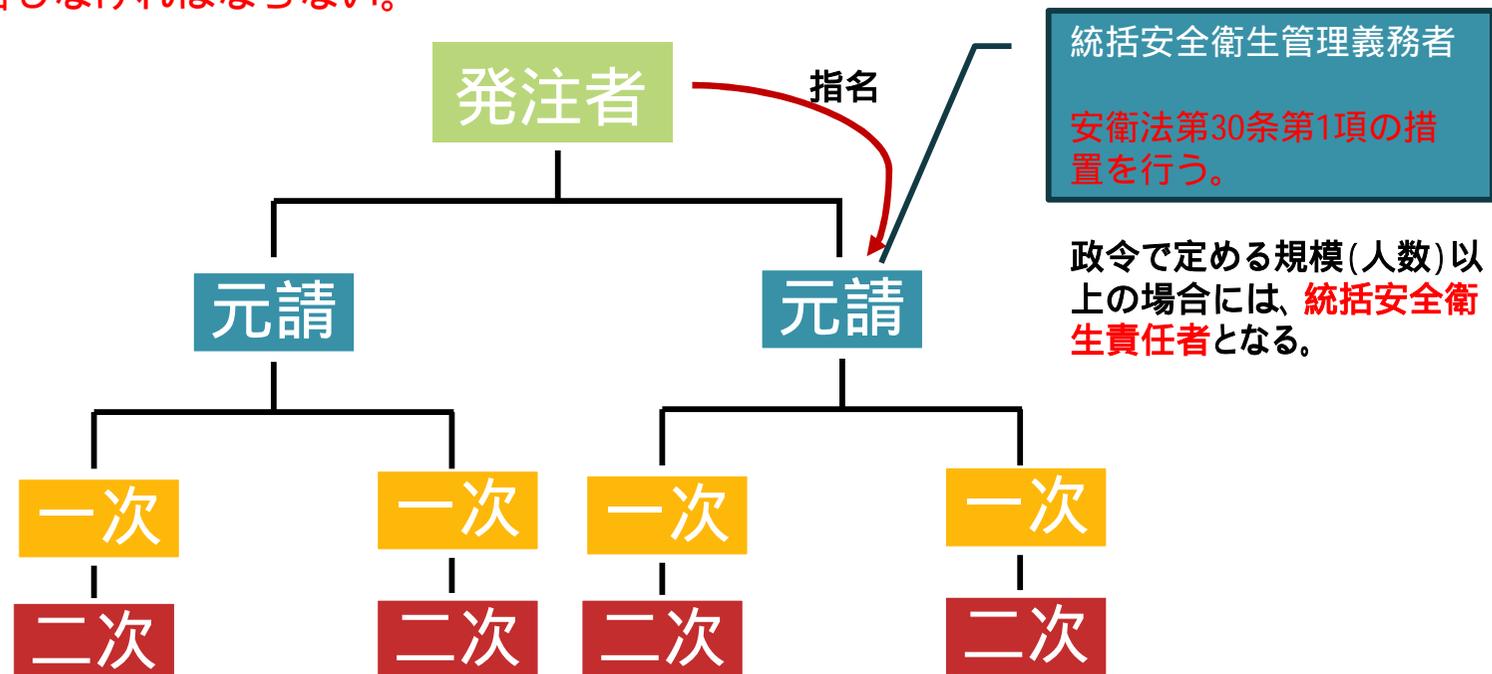
建設工事の注文者等仕事を他人に請負わせる者は、施工方法や工期等について安全で衛生的な作業の遂行を損なう恐れのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

発注者が指定した施工方法の不備、短い工期等が原因で労働災害が発生した場合には発注者の責任が問われる場合があります。

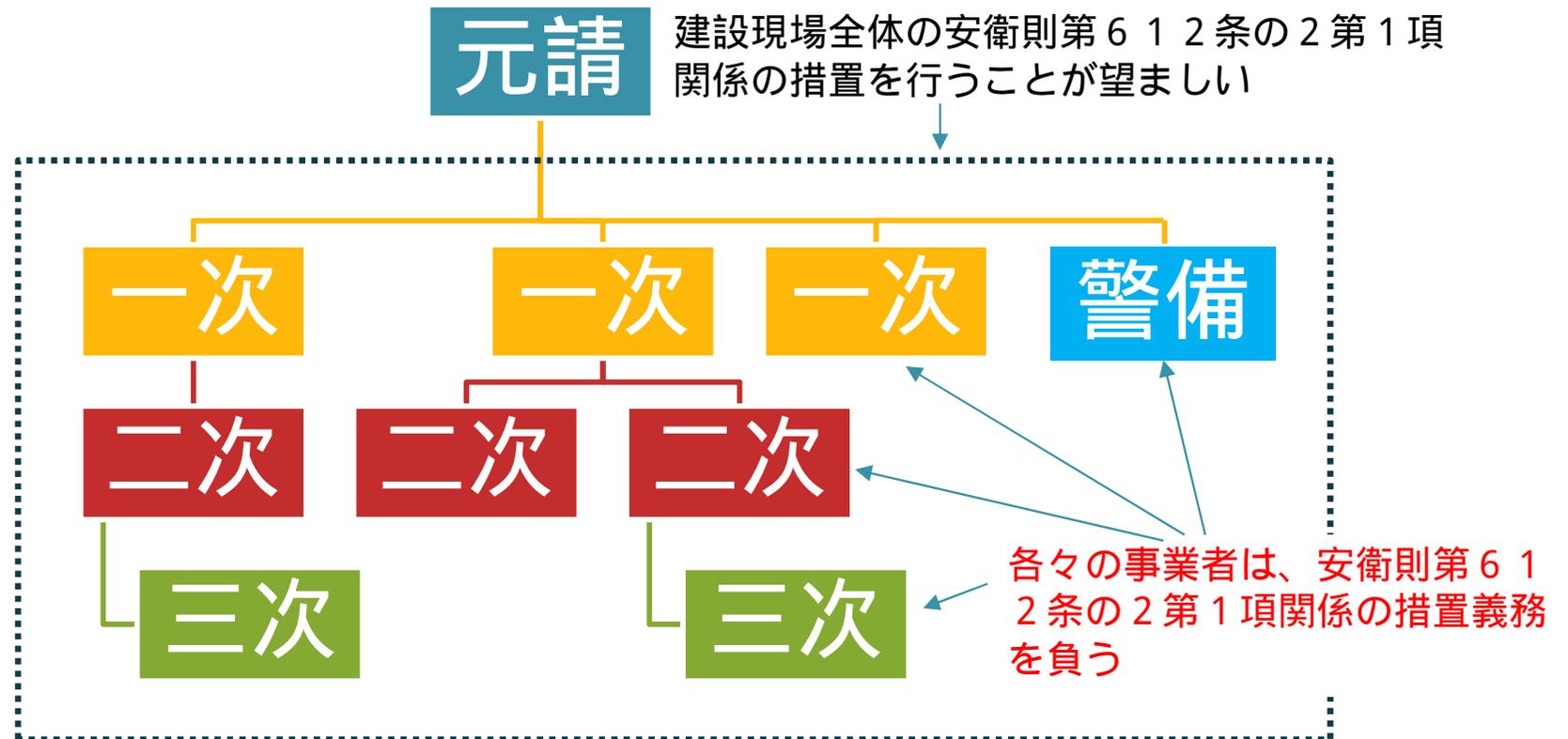
公共工事では、発注者側に監督員という技術者が関わることから、発注者も施工方法などについて一定の評価や判断ができるという前提で、発注者としての責任がより強く問われる傾向があります。

安衛法第30条第2項

発注者で、特定元方事業者以外のものは、一の場合において行われる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行うときは、請負人で当該仕事を自ら行う事業者のうちから第30条第1項の措置を講ずべきものを一人指名しなければならない。



改正 熱中症予防対策



令和7年7月4日付け事務連絡「建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について(要請)」が厚生労働省、警察庁及び国土交通省の連名で関係機関へ要請されました。

【趣旨】

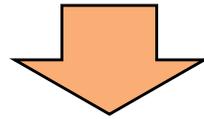
今般、改正された熱中症予防対策に係る安衛則の措置義務者は、基本的には、個々の事業者が講ずるものであるが、建設現場のように下請け業事業者や警備会社の業務体制を考えると、当該下請け事業者及び警備会社が、各々で改正安衛則に基づく措置を確実に実施することは困難な場合がある。

そのため、建設現場では、元請け事業者に、下請け事業者及び警備会社と協議のうえ、当該現場における下請け建設業従事者及び警備員についても、改正安衛則に基づく措置の対象に含めることをお願いするもの。

ただし、下請け事業者及び警備会社について、改正安衛則に基づく措置義務がなくなるわけではなく、その措置義務の責任は、各々の事業者が負うものである。

よくある質問

掘削深さ2mを超える場合、地山の掘削作業主任者の選任が必要ですが、一次下請けで選任すれば、二次下請けは選任する必要はないですね。



事業者は、掘削深さ2mを超える場合、地山の掘削作業主任者を選任し、作業を直接指揮させ、保護具の使用などを管理することが必要です。

自社労働者の管理は可能ですが、他社の労働者の管理はできません。よって一次も二次も選任が必要です。



個人事業者等の安全衛生対策に係る 規則改正等

1 改正の趣旨

令和3年5月17日に出されたいわゆる「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨であるとの判断がなされたことを踏まえた省令改正。

危険有害作業（ 1 ）を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護措置が図られるよう、法22条に規定する健康障害を防止するための措置を実施することを事業者に義務付ける
（令和5年4月1日施行）

危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、法20条に規定する作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置（ 2 ）として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施することを事業者に義務付ける
（令和7年4月1日施行）

1 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）のこと。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害予防規則

2 作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置とは

労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止について事業者が実施する措置のこと。

- ・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

令和7年4月1日～

危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人**もその**対象とすること**

喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人**についても**火気使用を禁止すること**

事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人**も**退避させること**

労働者以外の人：一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない

危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる請負人（一人親方、下請業者）に対する周知の義務化

立入禁止をする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限らず、
作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
については、事業者は請負人に対して保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨される。

令和5年4月1日～

危険有害な作業を請け負わせる請負人（一人親方、下請業者）に対する措置の義務化

請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**

特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**

労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

危険有害な作業を行う同一場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**

作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**

化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること**

労働者以外の人：一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない

3 重層請負の場合の措置義務者

危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置

個々の事業者が当該場所において措置することが原則であるが、危険箇所等における作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所においてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなどしても差し支えない。

危険箇所等で作業の一部を請け負わせる
請負人に対する周知

危険有害作業を請け負わせる請負人
に対する配慮、周知

個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置することが原則であるが、重層請負の場合は、次下請は二次下請に対する義務を負い、二次下請は三次下請に対する義務を負う。

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象とならない。



4 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項、第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認められるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されている。

今回の改正（令和5年施行の11省令、令和7年施行の4省令）で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければならない。

5 配慮義務の意味

配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではなく、何らかの手段で労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者課される。

6 周知の方法

常時作業場所の見やすい場所に掲示又は備え付ける
書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）

磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる

機器を設置する

口頭で伝える

周知内容が複雑な場合は ~ のいずれかの方法で行うこと。

7 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が確実にこの措置を実施すること、一人親方が家族従事者を使用するときは家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要。

労働者以外の人立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければならない。



現場主体の「管理活動」から、事業者による「管理」へ

現場主体の「管理活動」



ボトムアップ型

- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

事業者による「管理」



トップダウン型

- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。

リスクアセスメントによる調査プロセスの一体化

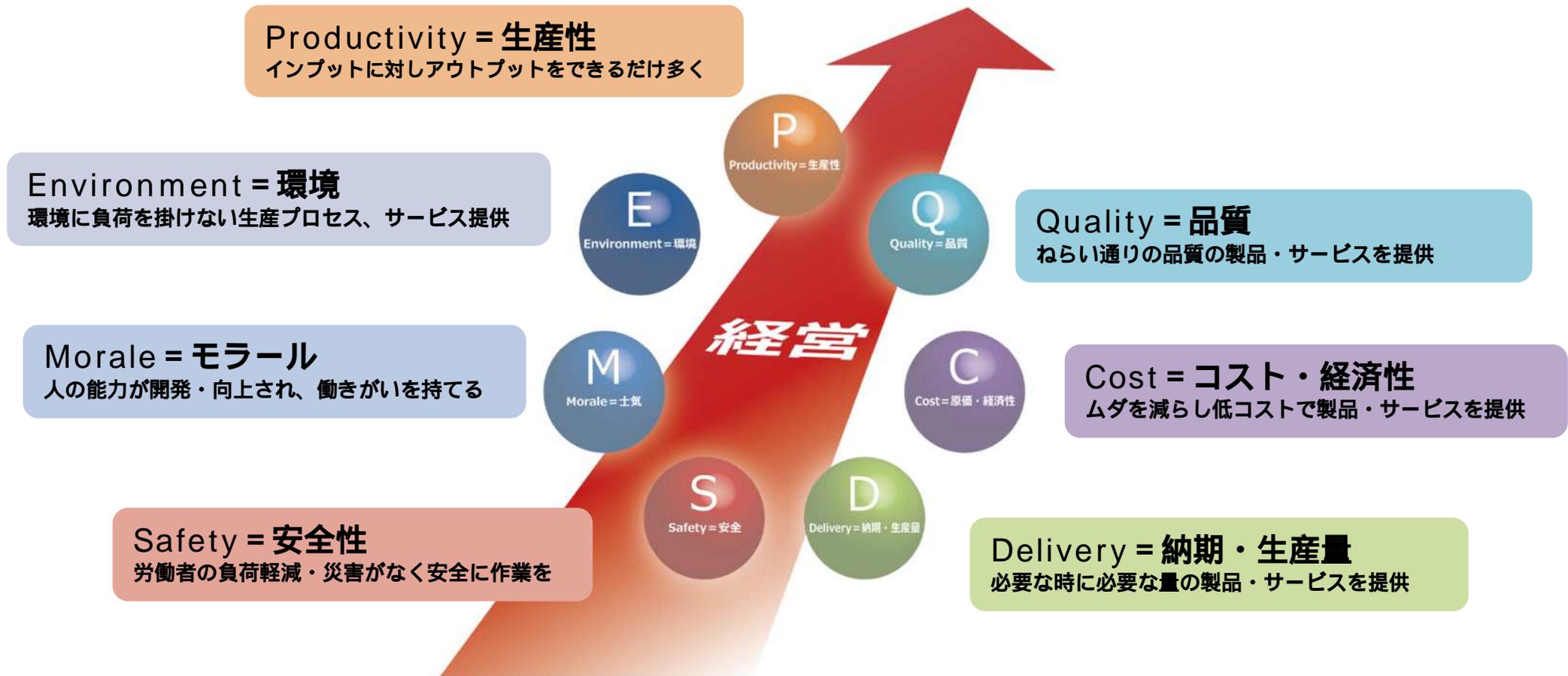


- 不具合の数だけ作業がある
- 管理すべき事項
 - 労働災害発生のリスク
 - 生産性低下のリスク
 - 不良発生のリスク
 - 環境負荷が高まるリスク



- リスクアセスメントは、現場の実態把握のツール。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。

P Q C D S M E は、モノづくりやサービス提供の7つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の1つ [安全を欠かすことはできない。
安全だけを別に取り扱えない。

企業価値の向上

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、企業価値向上を図るための戦略的手法とすることができる。





安全経営あいち 賛同事業場制度

目的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。
- なお、過去に「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。



安全経営あいち 賛同事業場制度

賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。

受付期間

- 令和9年度までを予定しています。

詳細はこちら。



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

出前講座のご案内



リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！

愛知 Aichi Labour Bureau
労働局 & Labour Standards
Inspection Office
労働基準監督署

- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

お問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。



安全経営あいち推進大会

Season2

Episode1 2025

リスクアセスメントによる「現場の実態を把握することや各部門が連携する仕組み」は、企業に求められる「リスクマネジメント」の一端を担うだけでなく、企業価値向上のための「成長」と「稼ぐ力」を支える。

日	時	2026年2月4日（水）13：30～16：00				
会	場	日本特殊陶業市民会館ビレッジホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号				
参	加	費	無料			
内	容	（	予	定	）	経営者が考える「安全」と「経営」。企業価値向上の礎である現場の実態把握に迫る。 ・事例研究、経営者による異業種対談
主	催	愛知労働局				



愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_suishintaikai2025.html



建設業法令遵守について

中部地方整備局 建政部 建設産業課

1. 建設業を取り巻く現状
2. これまでの各種施策
3. 建設業法改正
4. 建設業法令遵守
5. その他

1. 建設業を取り巻く現状

- (1) 建設業就業者の現状 P. 3
- (2) 建設産業における働き方の現状 P. 4
- (3) 賃金の推移（建設業と他産業との比較） P. 5

(1) 建設業就業者の現状

技能者等の推移

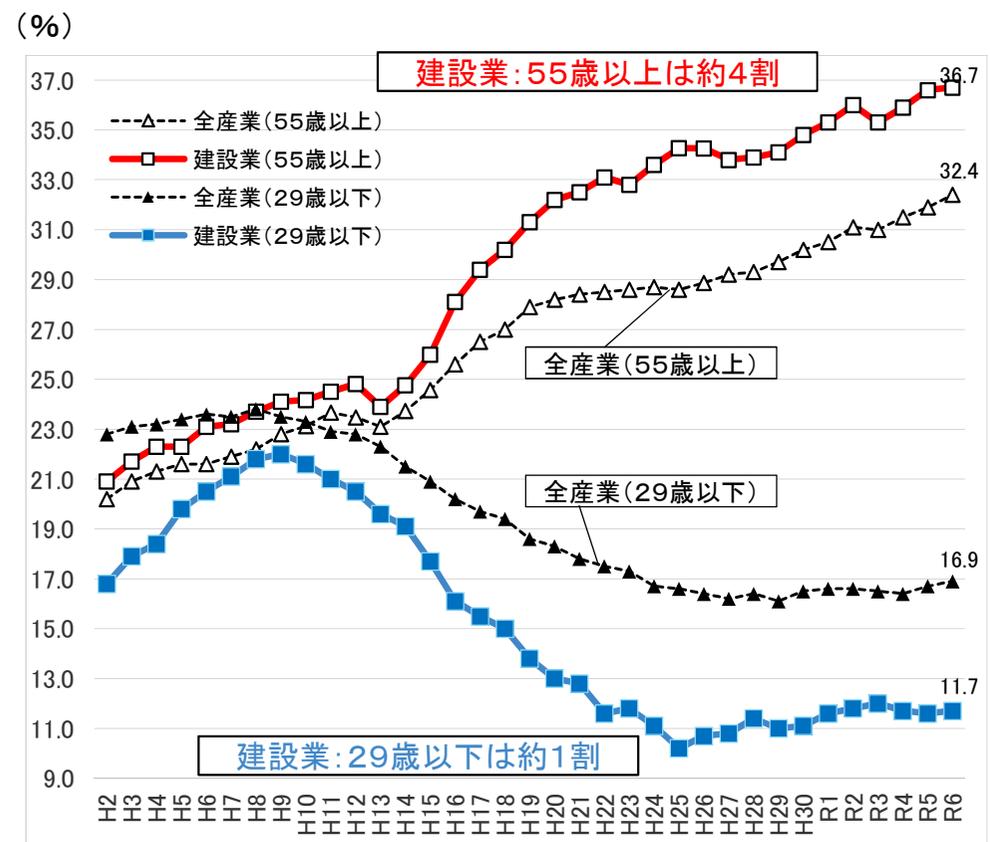
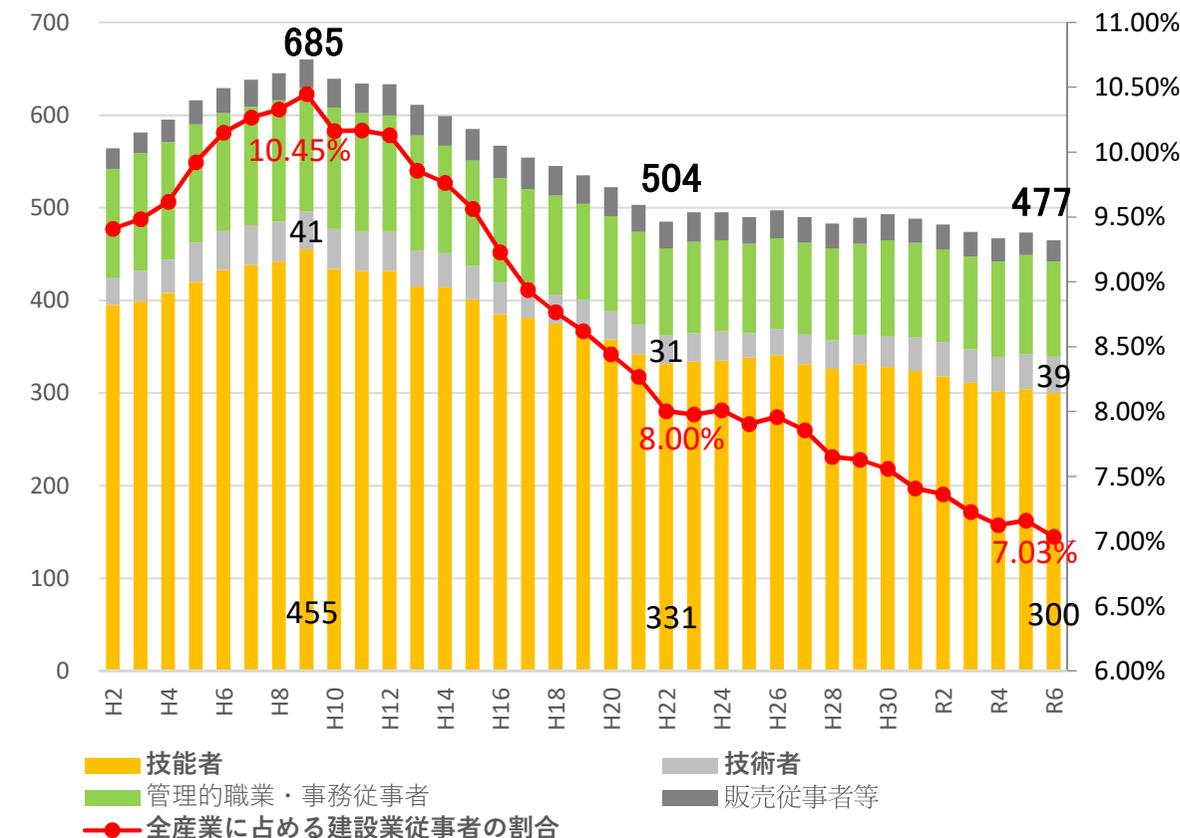
<就業者数ピーク> <建設投資ボトム> <最新>

- 建設業就業者：685万人（H9）→ 504万人（H22）→ 477万人（R6）
- 技術者：41万人（H9）→ 31万人（H22）→ 39万人（R6）
- 技能者：455万人（H9）→ 331万人（H22）→ 300万人（R6）

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題

(万人) 建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



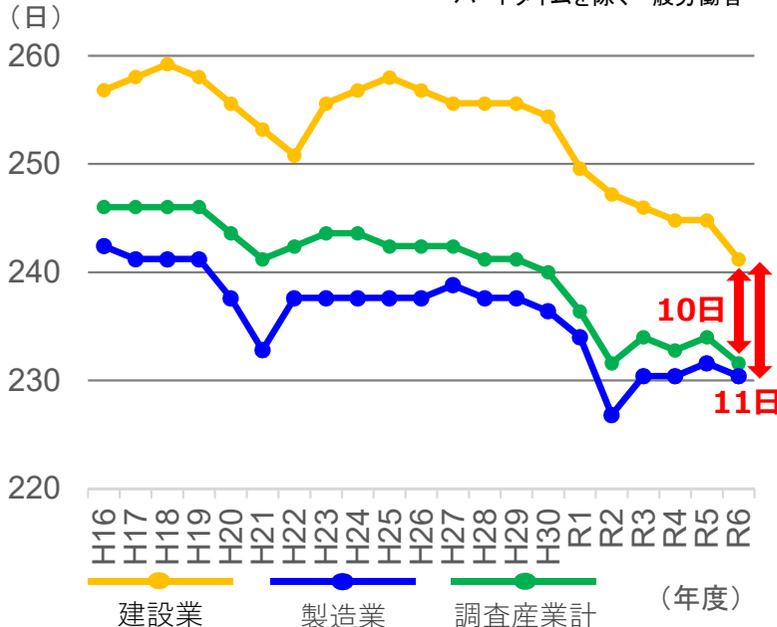
出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

(2)建設産業における働き方の現状

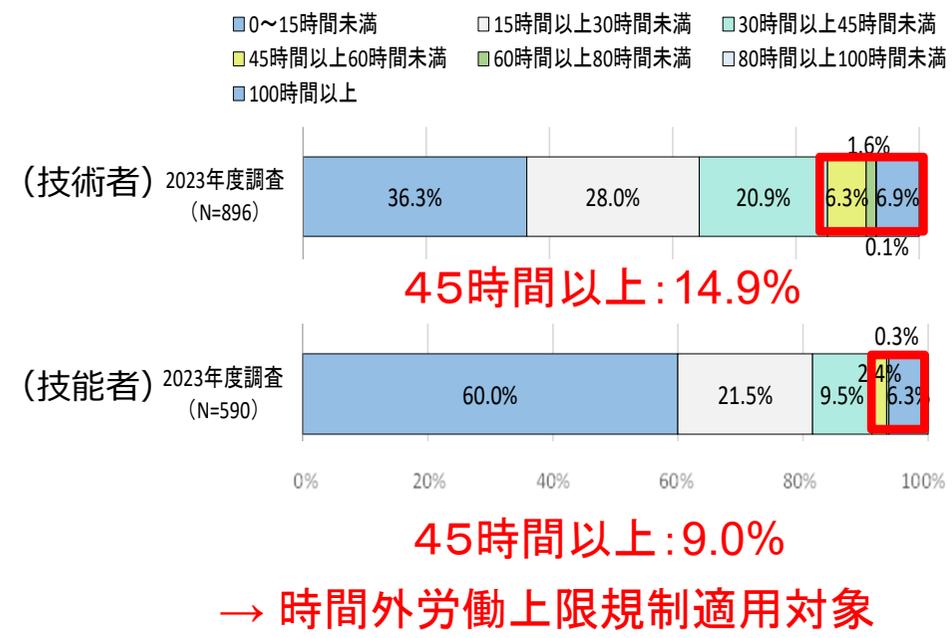
産業別年間出勤日数



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

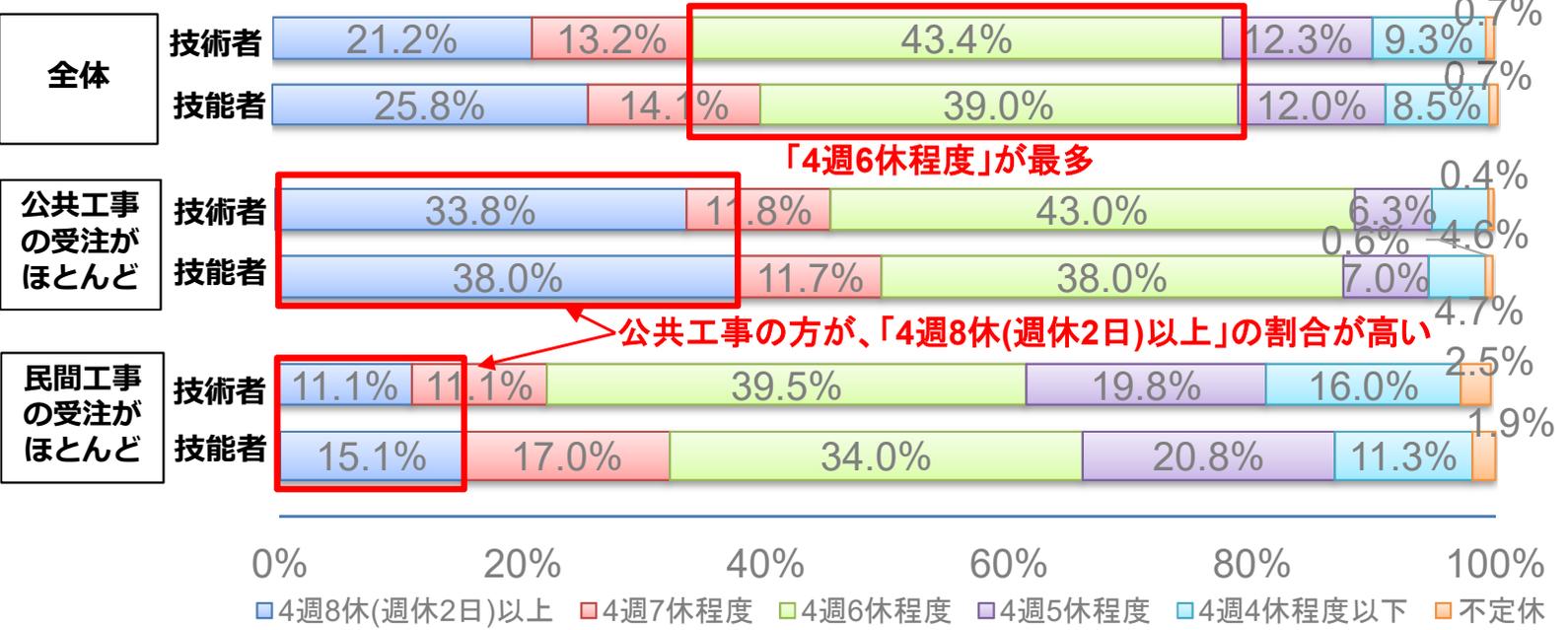
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

月当たりの平均的な残業時間



(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度),国土交通省
※回答数は技術者・技能者を直接雇用している企業数

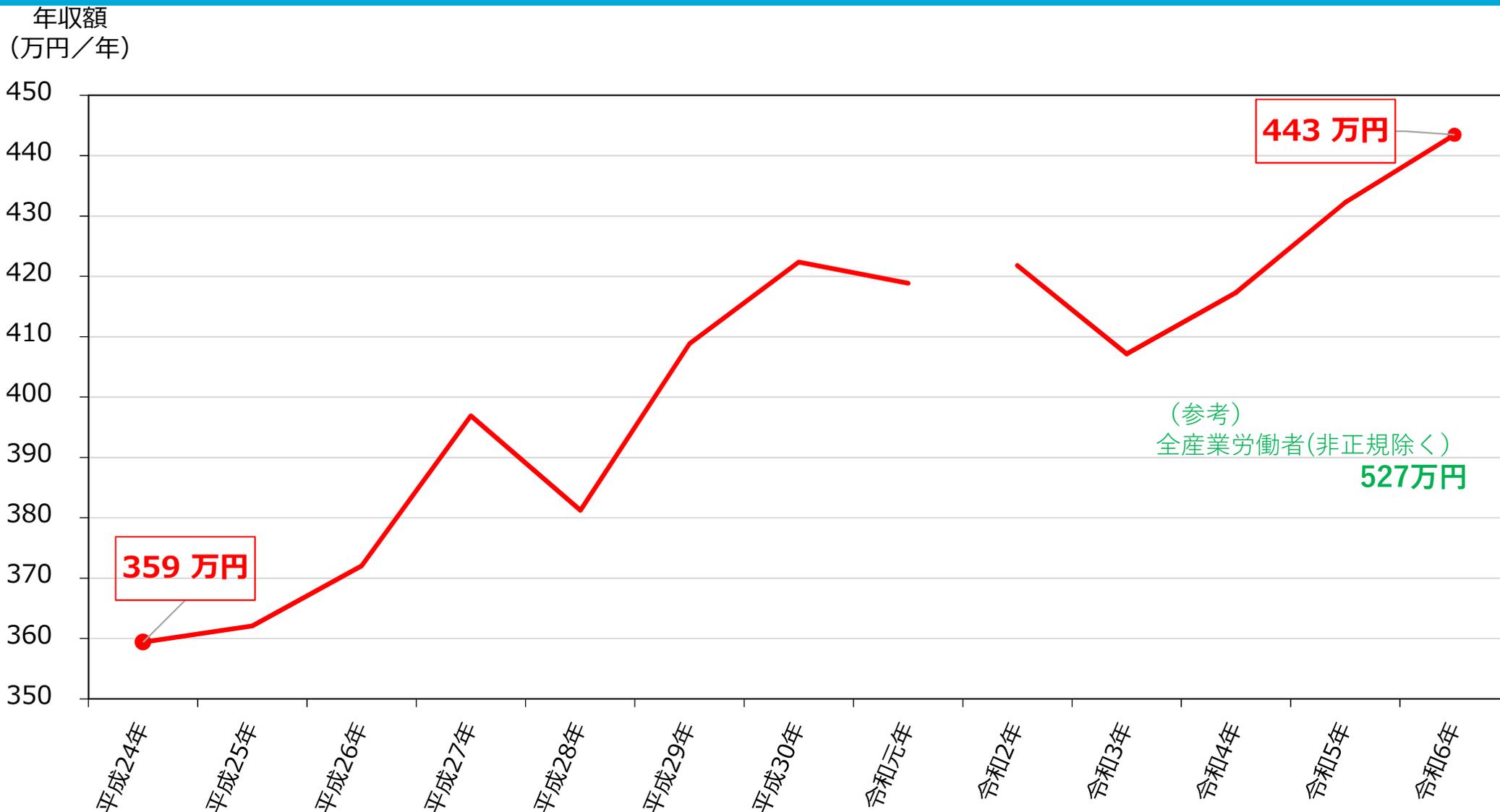
建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和6年8月6日公表)

(3) 賃金の推移(建設業と他産業との比較)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額=所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

- R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

2. これまでの各種施策

《処遇改善（賃上げ）関係》

- (1) 建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策 P. 7
- (2) 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について P. 8
- (3) 適正な賃金水準確保のための取引適正化の取組 P. 9

《価格転嫁関係》

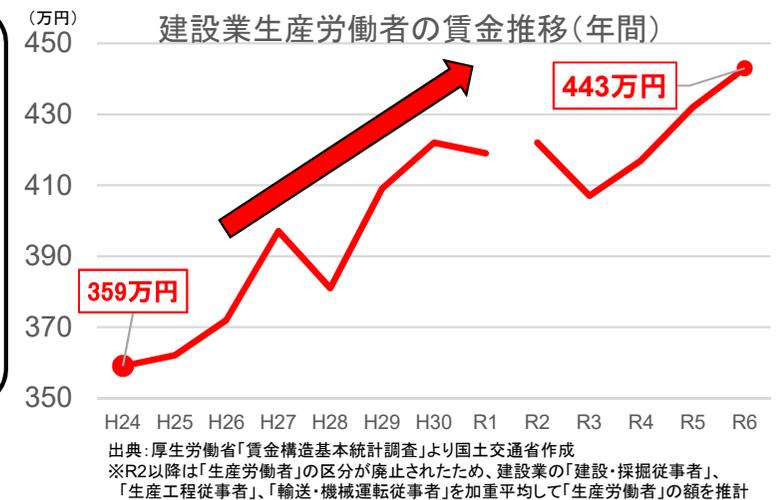
- (4) 主要建設資材の価格推移 P. 10
- (5) 建設資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組 . . . P. 11

《働き方改革関係》

- (6) これまでの建設業の働き方改革の取組 P. 12
- (7) 工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月） P. 13

(1)建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策(これまで)

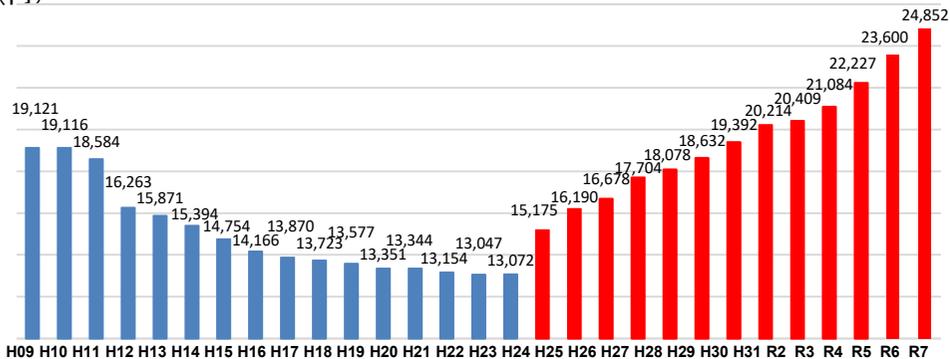
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇。
- 賃上げは政府の最重要課題。
- 今後も、**未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要。



最近の賃上げ施策

発注者・元請間での賃金原資の確保(公共中心)

- 公共工事設計労務単価を13年連続で引上げ。 (+6.0%) (円)



※ コンサルタント等の技術者単価や建物の保守・点検業務等の労務単価も引上げ

- 取引実態に即した公共契約・変更。
 - ・最新の単価を予定価格に反映。
 - ・材料費変動に伴う請負代金額の変更 (スライド条項)。
- ダンピング受注対策として、
 - ・低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和4年度から一般管理費等率を引上げ。
 - ・国からの要請等により、自治体の計算式でも引上げが進展。

労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで申合せ(R7.2)
 - ・技能者の賃上げについて「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること。



建設業団体等との賃上げ等に関する車座

- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。
- 公共工事設計労務単価を基に技能レベル別の年収を試算・発表。
 - 能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- 1.2万社を対象に元下間の取引を調査。(令和5年度)
 - 加えて、約190社を対象に受発注者間及び元下間の取引を実地調査(令和5年度)
 - 調査に基づき、賃金上昇が阻害されないよう指導。

(2) 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比 ; +6.0%

主要12職種※ (23,237円) 令和6年3月比 ; +5.6%

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.6%	運転手(一般)	24,605円	+5.4%
普通作業員	22,938円	+5.3%	型わく工	30,214円	+5.1%
軽作業員	18,137円	+6.8%	大工	29,019円	+6.3%
とび工	29,748円	+4.8%	左官	29,351円	+6.8%
鉄筋工	30,071円	+5.9%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.7%
運転手(特殊)	28,092円	+5.0%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

(3)適正な賃金水準確保のための取引適正化の取組(これまで)

◆技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行い、適正な請負代金で契約をすることが重要。

◆建設業法においては、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に不当に低い請負代金を強いることを禁止した「不当に低い請負代金の禁止」や下請代金の支払期日の規定など、見積から契約、その後の支払に至るまで、各種ルールを設けることにより、請負契約を適正化。

◆これらのルールについて、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的な事例を示しつつ、ルールのポイント等を解説する「建設業法令遵守ガイドライン」を策定・周知し、法律の不知による法令違反の防止を図るとともに、「駆け込みホットライン」の設置や、立入検査等を通じて、請負契約の適正化を推進。

駆け込みホットライン

建設工事の請負契約に関する現行の主なルール

見積

契約

支払

- 具体的な見積条件の提示【第20条】
- 予定価格に応じた見積期間の設定【第20条】
- 契約内容の書面化及び契約当事者間の相互交付【第19条】
- 不当に低い請負代金の禁止【第19条の3】
- 不当な資材の購入強制の禁止【第19条の4】
- 著しく短い工期の禁止【第19条の5】
- 下請代金の支払期日【第24条の3、第24条の6】
- 検査及び引渡し【第24条の4】
- 割引困難な手形の交付禁止【第24条の6】

「建設業法令遵守ガイドライン」

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

- ：建設業法に違反する行為事例
- ▲：建設業法に違反するおそれのある行為事例

指値発注（法第19条の3等）

■元請下請間で請負金額に関する合意がないまま、下請負人に工事を着手させ、下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合

赤伝処理（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引いた場合

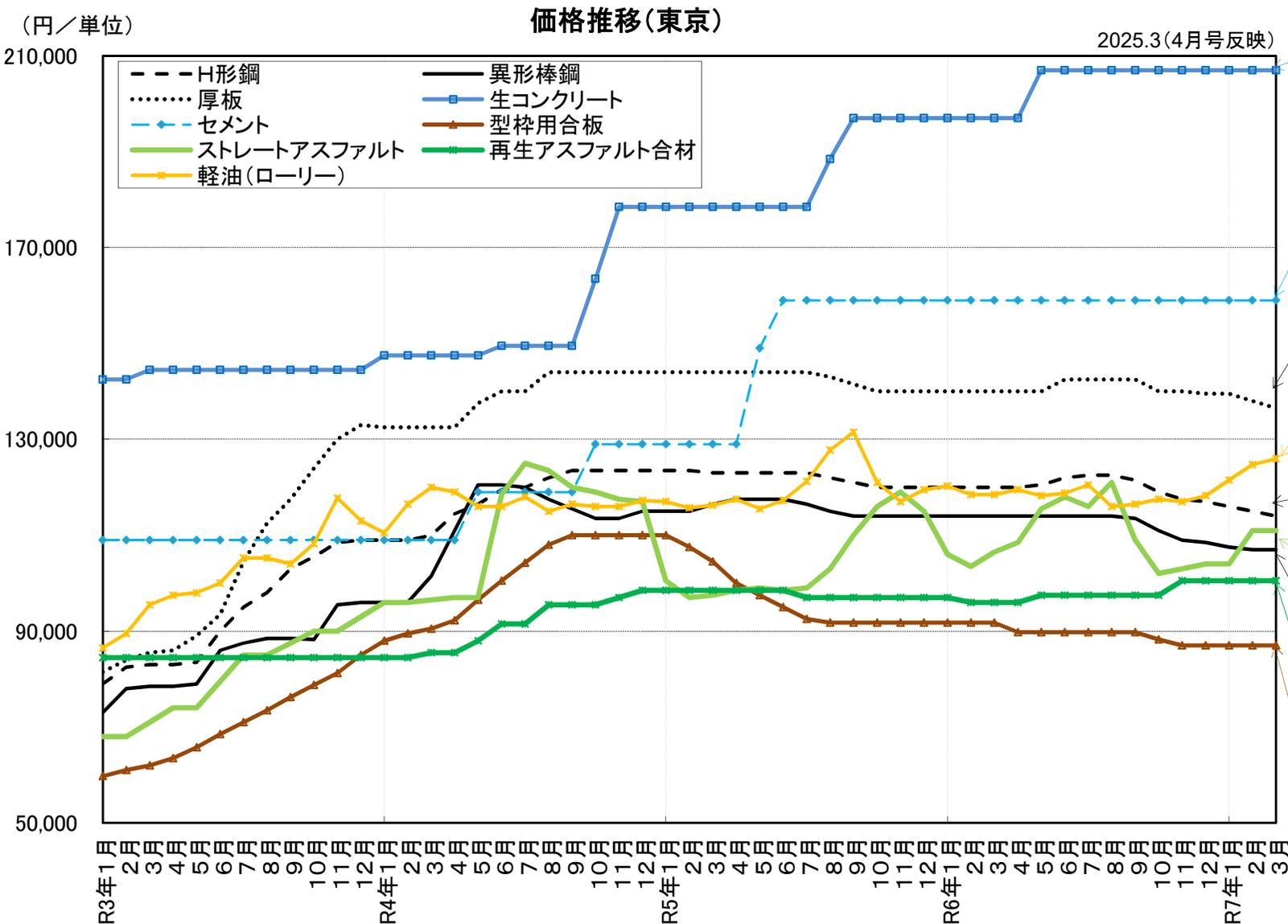
長期手形（法第24条の6第3項）

▲特定建設業者である元請負人が、手形期間が120日（令和6年11月以降は60日）を超える手形により下請代金の支払を行った場合

※ 第24条の6は、特定建設業者と資本金4,000万円未満の一般建設業者（下請負人）との取引に係る支払ルール

(4)主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート (円/10m ³)	2025年3月 ¥207,000 (+5.1%) (2024年3月 ¥197,000)
セメント (円/10t)	2025年3月 ¥159,000 (±0.0%) (2024年3月 ¥159,000)
厚板 (円/t)	2025年3月 ¥136,500 (-2.5%) (2024年3月 ¥140,000)
軽油 (円/kl)	2025年3月 ¥126,000 (+6.3%) (2024年3月 ¥118,500)
H形鋼 (円/t)	2025年3月 ¥114,000 (-5.0%) (2024年3月 ¥120,000)
ストレートアスファルト (円/t)	2025年3月 ¥111,000 (+4.2%) (2024年3月 ¥106,500)
異形棒鋼 (円/t)	2025年3月 ¥107,000 (-6.1%) (2024年3月 ¥114,000)
再生アスファルト合材 (円/10t)	2025年3月 ¥100,500 (+4.7%) (2024年3月 ¥96,000)
型枠用合板 (円/50枚)	2025年3月 ¥87,000 (-5.2%) (2024年3月 ¥91,750)

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
 出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、**受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要**

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請）。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況に見える化。

※都道府県や市区町村に対しては、総務省と連名での要請（通知）のほか

会議の場を通じた直接の働きかけを実施

（都道府県・指定都市との課長級会議（ブロック監理課長等会議）、市町村向け会議（都道府県主催の会議：公契連））

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請)。

国 県 市 民 建

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

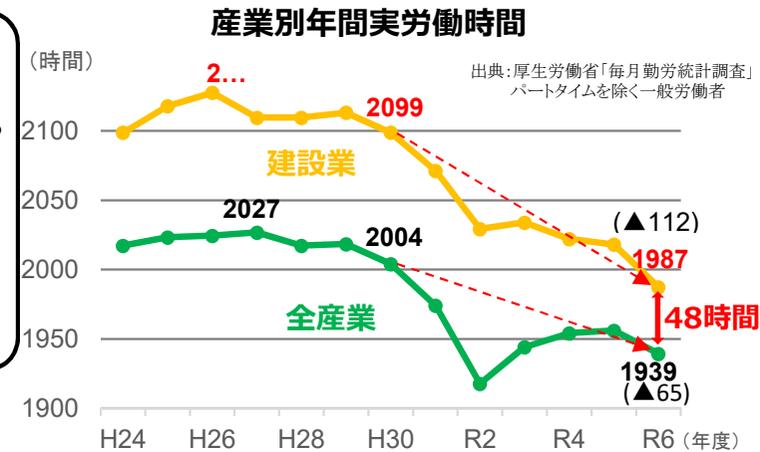
市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

(6) 建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット (厚生労働省)



■動画による広報 (厚生労働省)

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
- ＜改定の主な内容＞
 - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因 (**猛暑日**) における**不稼働**を考慮して工期設定
- **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- ・建設Gメンが**実地調査し、是正指導**

4. 生産性の向上

- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

(7) 工期に関する基準 改正の概要 (令和6年3月)

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出**するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意**する。
- ・発注者※は、受注者から、**時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積り**が提出された場合、**内容を確認し、尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

- ・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

- ・**会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。**

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

3. 建設業法改正

《背景と方向性・概要》

- (1) 法改正の背景と方向性 P. 15
- (2) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要） P. 16

《労働者の処遇改善》

- (3) 処遇改善 P. 17
- (4) 「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止 . . . P. 18
- (5) 改正後の建設業法（労務費の基準関係） P. 19

《労務費へのしわ寄せ防止》

- (6) 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止 P. 20

《働き方改革・生産性向上》

- (7) 働き方改革と生産性向上 P. 21
- (8) 工期ダンピング対策の強化 P. 22
- (9) 価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細 P. 21
- (10) 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化 P. 24

《その他》

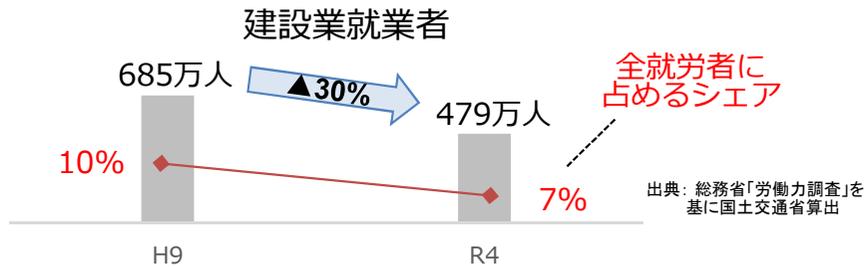
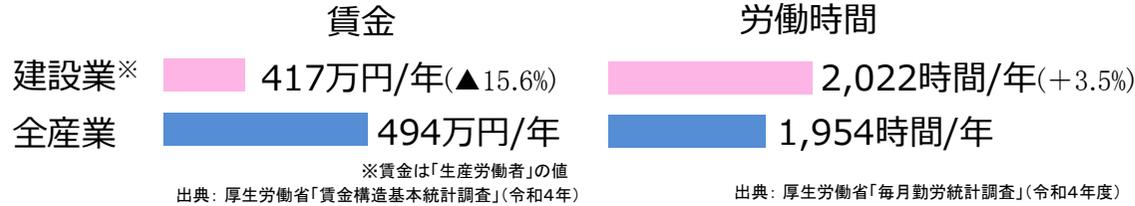
- (11) 改正建設業法の施行時期 P. 25

(1)法改正の背景と方向性

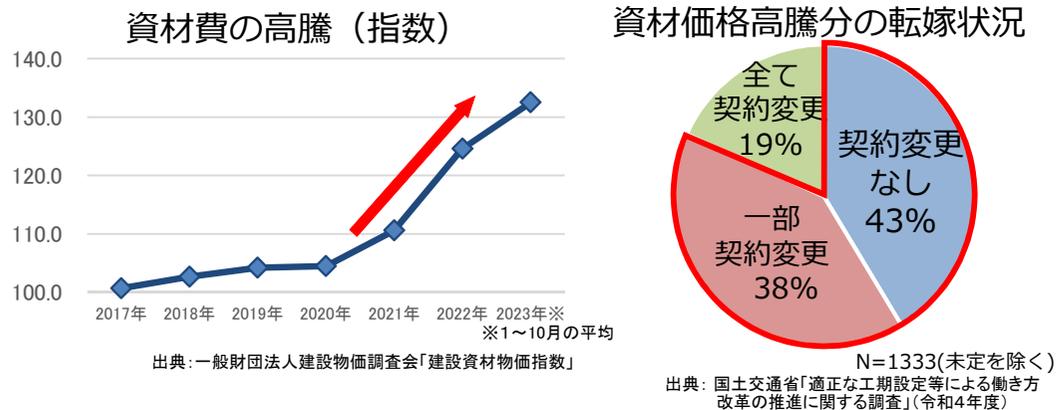
背景

○ 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



○ 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

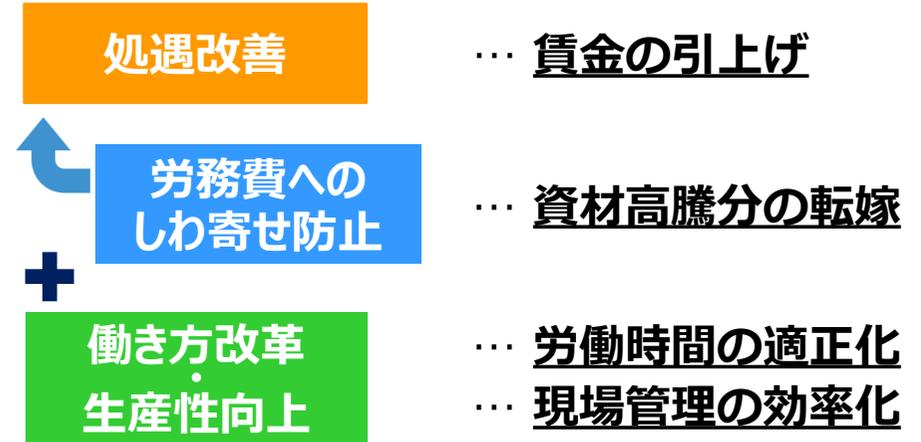


○ 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

(2)建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年
全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (+3.5%)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○**標準労務費の勧告**

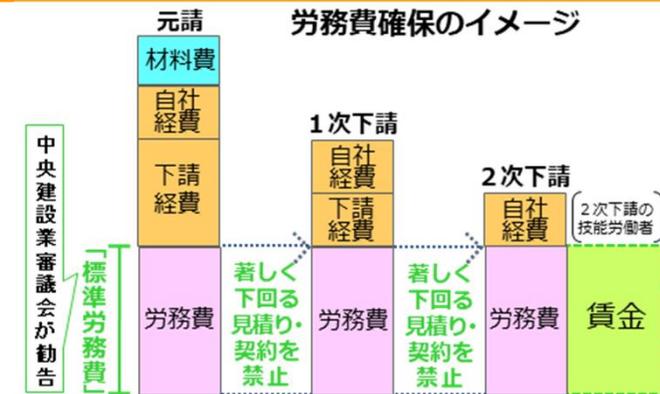
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い労務費等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

○**原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**

・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○**ICTを活用した生産性の向上**

・**現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

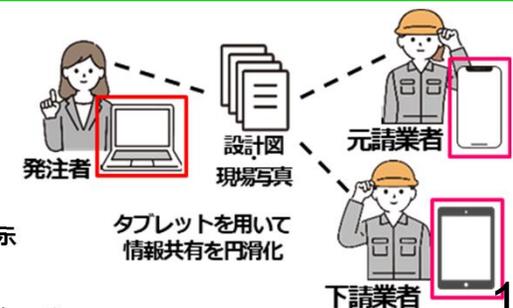
・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡**特定建設業者**※や**公共工事受注者**に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



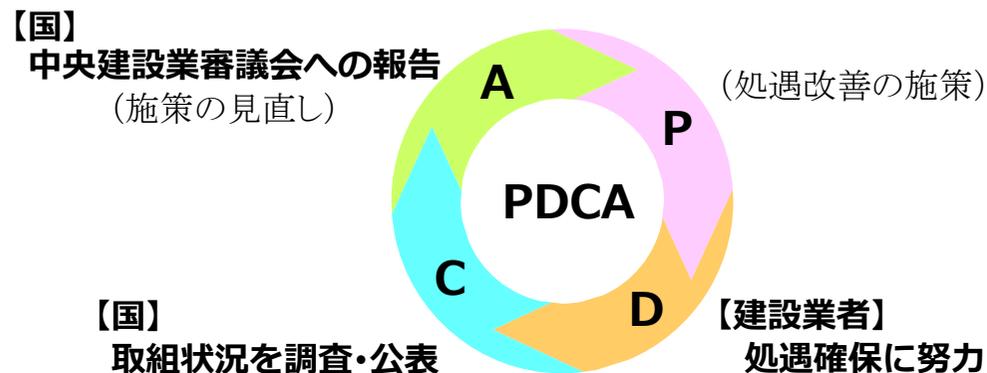
技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

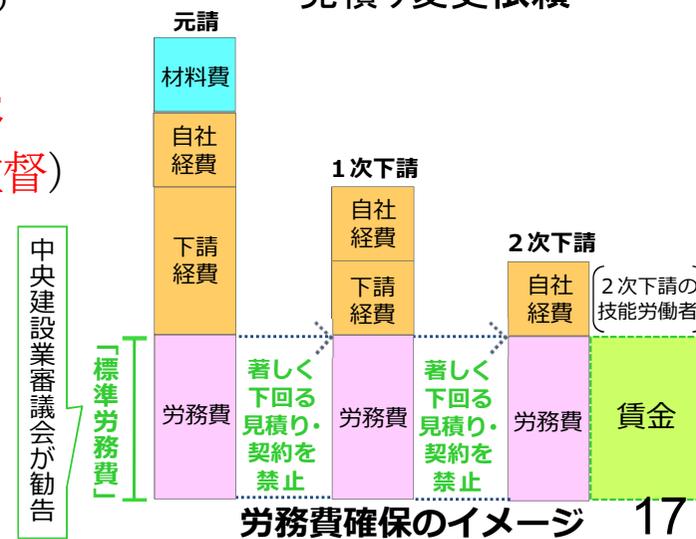
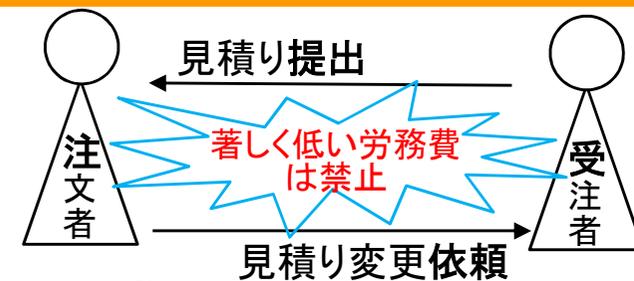


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費**等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

(4)「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 <R6改正>

注文者

受注者

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

◆ 「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書

◆ 「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 <R6改正>

◆ 正当な理由がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

◆ 受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>

◆ 「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 <R6改正>

◆ 取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

<「著しく低い労務費等」とした場合・・・>

- 建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**
- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

<「原価割れ契約」を結んだ場合・・・>

- 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**／注文者である建設業者に対しては**公取委から措置**
- 公共発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

中央建設業審議会による「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 **中央建設業審議会**は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び**労務費に関する基準**、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する**基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**

3 (略)

「労務費の基準」を著しく下回る積算見積りや請負契約の禁止

(建設工事の見積り等)

第二十条 **建設業者**は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び**当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として**国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費**の内訳**並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を記載した建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載**見積書に記載する材料費等の額は**、当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。**

3 (略)

4 建設工事の**注文者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載**見積書の内容を考慮するよう努める**ものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

5 (略)

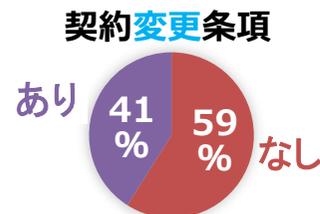
6 建設工事の**注文者は**、第四項の規定により材料費等記載**見積書を交付した建設業者**(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。**

7 前項の規定に**違反した発注者が**、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき**建設業者と請負契約**(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした**国土交通大臣又は都道府県知事は**、**当該発注者に対して必要な勧告**をすることができる。

8 (略)

契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知する義務**

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。



「**資材高騰のおそれあり**」



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に**請負代金等の変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って**請負代金変更の協議**

誠実な協議に努力

注文者



受注者

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%	} 4割超
2位	休日出勤	24%	
3位	早出や残業	17%	

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

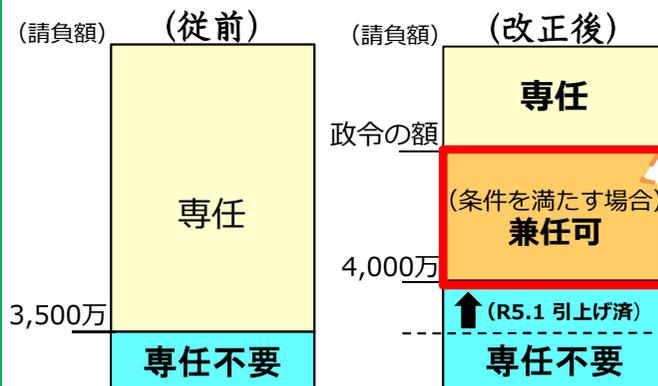
契約後

○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



◆ 営業所専任技術者の兼任不可

◆ 営業所専任技術者の兼任可

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

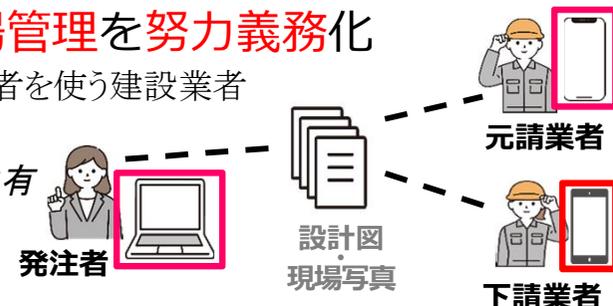
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に) 21

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

- ◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】
Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

受注者

- ◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 <R6改正>
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 <R6改正>
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 <R6改正>

<「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- **建設業者**（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

令和6年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表

*建設業法令遵守ガイドライン *発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

【契約前】

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

請負代金等の「**変更方法**」を契約書の法定記載事項に

「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として認められない

おそれ情報の通知(受注者)

契約前に、**資材高騰等のリスク**を注文者・受注者の**双方が共有**
⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、

- ・ **主要な資機材の供給の不足／遅延**又は**資機材の価格の高騰**
- ・ 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生 of 自然的事象に起因する事象については、発生 of 蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- ・ 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- ・ **書面**又は**メール等の電磁的方法**により、**見積書交付等のタイミング**で通知

誠実協議 (注文者)

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、**変更可否**について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・ 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- ・ 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・ 受注者の主張を一方向的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**



注文者

「**資材高騰等のおそれ**」
通知する義務



受注者

資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



注文者

「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議

誠実な協議の努力



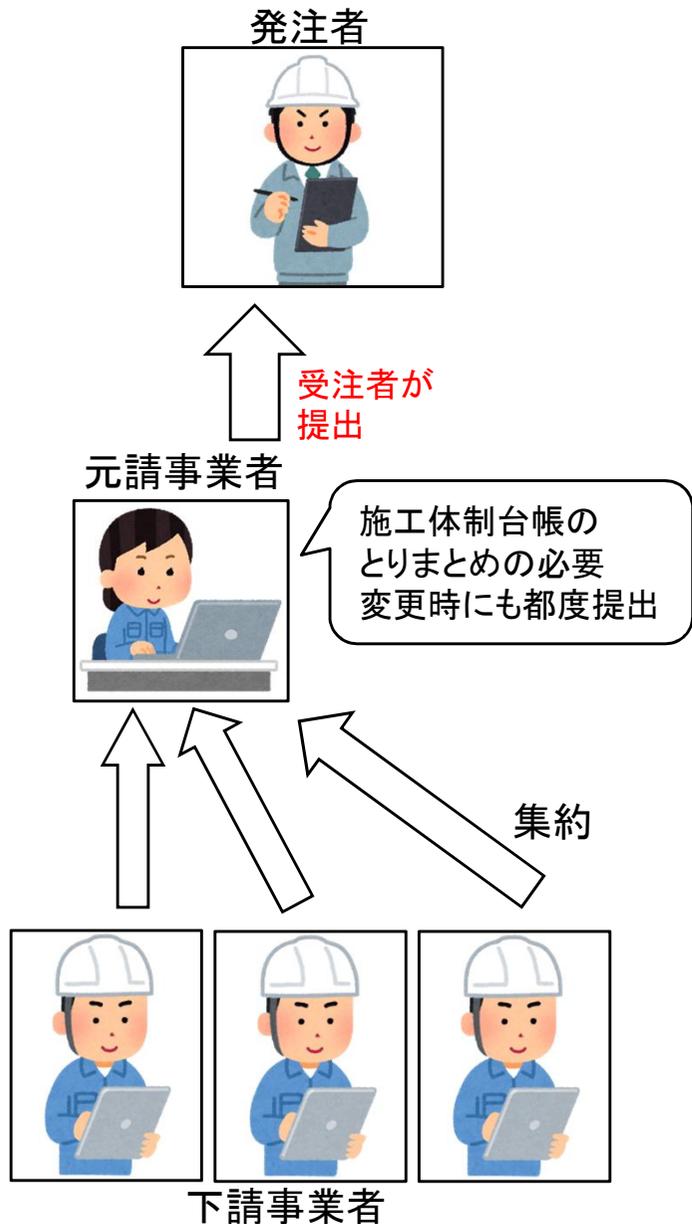
受注者

なお、事前通知がなかったことのみでは、**協議を拒む理由にはならない**
⇒契約上の「**変更方法**」に基づき適切に協議

(10) 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化(入契法第15条第2項の改正)

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**

これまでの施工体制台帳等の扱い



<現行制度>

公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、
 ①施工体制台帳の作成
 ②施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

<制度見直しの背景>

元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

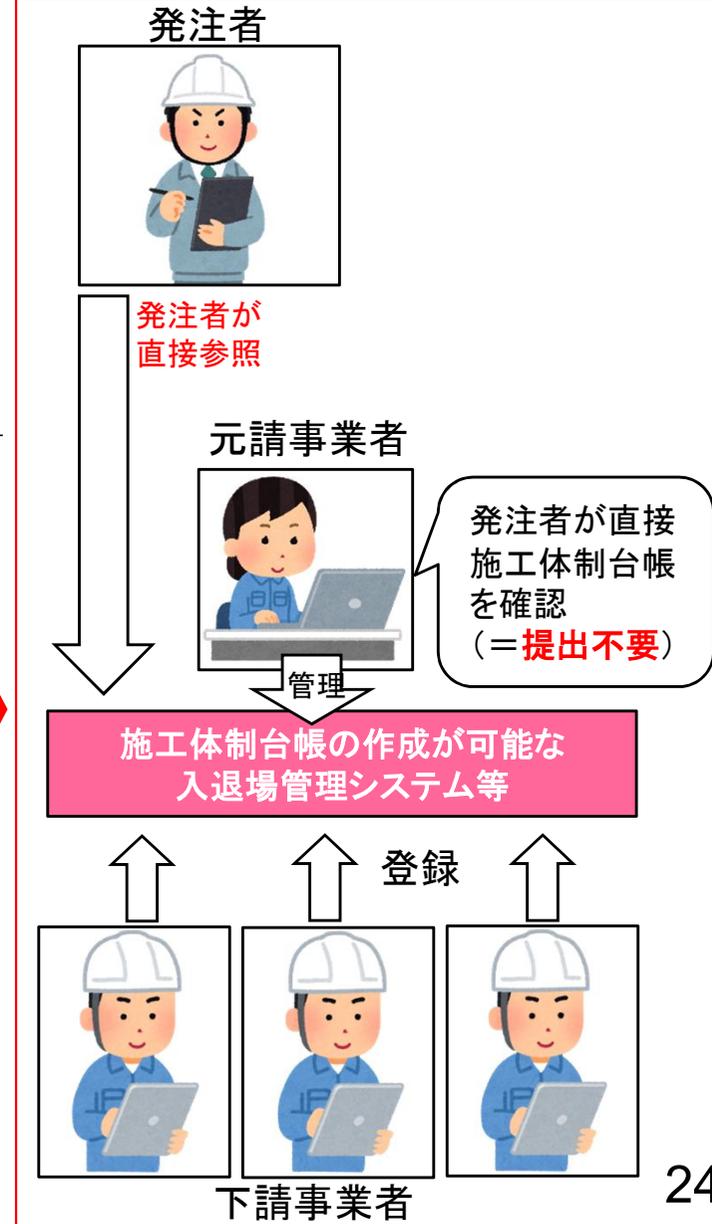
⇒元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

法改正により提出義務を緩和

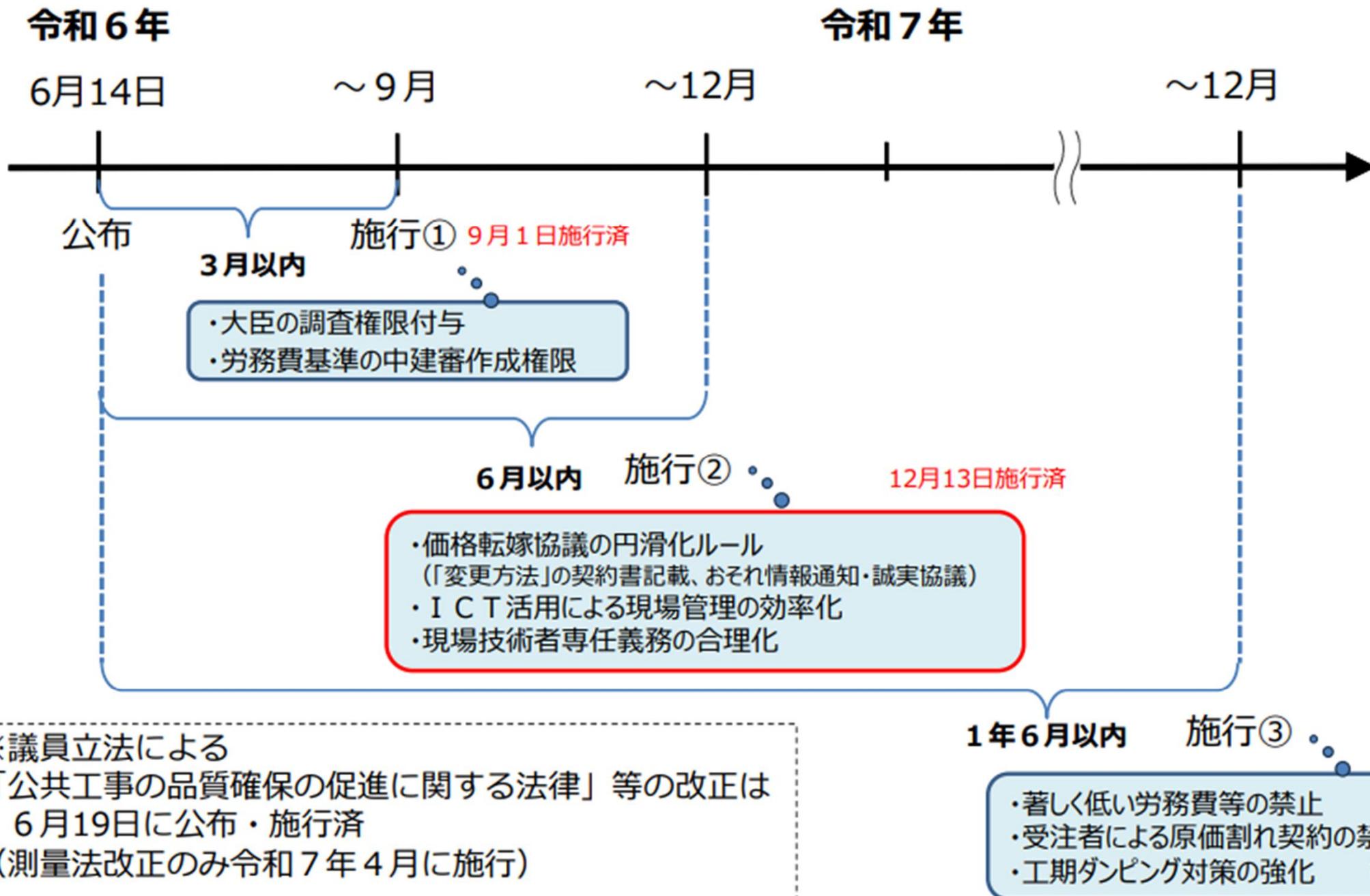
<見直し後の提出義務について>

- ・提出義務は存置
- ・ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置を講じている場合は、提出不要とする(※措置は国土交通省令で規定予定)

改正後



(11)改正建設業法の施行時期



4. 建設業法令遵守 (取引の適正化について)

1-1 見積条件の提示(見積依頼)

注文者が行う**見積依頼**は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り**具体的に提示**して行わなければなりません

工事内容のほか、契約約款
や支払条件等も含めて提示

あの工事、
いつもの通りで
見積ってくれ。

いつもの通りと
言われても…
責任施工範囲は？
支払条件は？
工期は？

受注者

注文者

建設業法 第20条第3項
(令和六年法律第四十九号)

1-2 材料費、労務費等必要経費を記載した見積り

R6改正

工事の種別ごとの**材料費・労務費**等、工事の施工に必要な経費の内訳、工程ごとの作業、準備に必要な日数を記載した見積書（材料費等記載見積書）を作成するよう努めなければなりません

労務費や材料費も明示



受注者

○受注者側

作成する見積りは工事を施工するために**通常必要と認められる材料費・労務費等の額を著しく下回るものであってはならない**

※今後「**労務費の基準**」が示される予定

○注文者側

見積書の内容を**考慮するよう努める**
通常必要と認められる材料費・労務費等の額を著しく下回るような変更を求めてはならない

○国土交通省または知事

違反した発注者に**勧告・公表**することができる

建設業法 第20条第1項、第2項、第4項、第6項、第7項
(令和六年法律第四十九号)

1-3

適正な見積期間の設定

注文者は、受注者が**見積もり**を行うに**足りる期間**を設けなければなりません

見積を
3日以内に
持ってきてくれ。

この工事だと
3000万円くらいの
規模になりそうです。
3日では……

下請工事発注予定額に応じた
必要見積期間

- ① 500万円未満 中1日
- ② 5,000万円未満 中10日
- ③ 5,000万円以上 中15日以上

※ ②③の場合で、やむを得ない場合
には短縮可能

注文者

受注者

建設業法 第20条第3項
(令和六年法律第四十九号)

1-4 工期等に影響を及ぼす事象に関する通知①

契約締結前

注文者は、事前に知り得た工期や請負代金額に影響を及ぼすおそれについて、契約締結前までに通知しなければなりません

R6改正 受注者は、事前に知り得た資材供給の著しい減少、資材価格の高騰その他、工期や請負代金の額に影響を及ぼすおそれについて、契約締結前までに通知しなければなりません

リスクの共有



今後、資材高騰のおそれがあります

受注者

わかりました。その際は協議しましょう。

注文者

1-5 工期等に影響を及ぼす事象に関する通知②

契約締結後

R6改正 工期等に影響を及ぼす事象を通知した受注者は、請負契約の締結後に事象が発生した場合には、注文者に対して協議を申し出ることができます

R6改正 協議の申し出を受けた注文者は、誠実に協議に応ずるよう努めなければなりません



2-1 書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、相互に交付しなければなりません



建設業法 第18条、第19条第1項(令和六年法律第四十九号)

- 請負契約の締結に当たっては、書面による相互交付に代えて、情報通信技術を利用することも可能(第19条第3項)。具体的には、メール、ダウンロード、Web上での閲覧、フロッピーディスク等が認められている。
- これら情報通信技術を利用する場合の技術的基準として、書面による契約の場合には(当たり前に)担保されていた「非改ざん性」「見読性」「本人性」の3点が規定されている(施行規則第13条の4第2項)。

<書面の契約で担保される要素と電子契約の基準の対応について>

書面による契約の場合

- 書面の相互交付
 - ①改ざんした場合には、痕跡が書面に残る(非改ざん性)
 - ②書面によるため物体として保存され、いつでも目視で確認が可能(見読性)
- 署名又は記名・押印
 - ③契約が真正に成立したことを担保(本人性)

電子による契約の場合

- ①ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること
- ②契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること
- ③契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていること

2-2 契約書に記載すべき事項①

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（15項目）を記載することが必要です



建設業法 第19条第1項(令和六年法律第四十九号)

契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目

契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る紛争を未然に防ぐことが目的です。

請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の**15項目**を満たしていなければなりません。（建設業法 第19条参照）

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく工事内容の変更または請負代金の額の変更及びその**額の算定方法に関する定め**
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

R6改正

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を書面で記載しなければなりません。

- ① 分別解体の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化するための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

書面での契約締結方法

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- ①
- ② +
- ③ +

2-3 契約書に記載すべき事項②

R6改正

契約書には、**価格等の変動**又は変更に基づく工事内容の変更または**請負代金の額の変更**及びその**額の算定方法**に関する定めを記載しなければなりません

御社から変更協議していただき、額は協議して決めましょう



注文者

価格変動時は契約変更していただけますか？



受注者

契約書（イメージ）

第〇条 請負代金の**変更方法**

- …材料価格に著しい変動を生じたときは、相手方に対してその理由を明示して必要と認められる**請負代金額の変更を求めることができる**。
- 変更額は、**協議して定める**。…

建設業法 第19条第1項第8号（令和六年法律第四十九号）

2-4 追加・変更契約について

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、**着工前に書面による契約変更**が必要です



建設業法 第19条第2項(令和六年法律第四十九号)

3

著しく短い工期の禁止

注文者は、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません

R6改正

受注者は、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません

6ヶ月で完成させてくれ

その工期では
長時間労働となり
無理ですよ

※「通常必要と認められる期間に比べて著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

注文者

受注者

建設業法 第19条の5
第1項、第2項
(令和六年法律第四十九号)

4

不当に低い請負代金の禁止

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません

R6改正

受注者は、正当な理由がある場合を除き、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません



受注者

この額でないと
契約しないよ。

下請への
しわ寄せを
しない!

注文者

直接工事費のほか、間接工事費、一般管理費（法定福利費含む）等、通常必要と認める原価を見込んだ金額での協議を！

建設業法 第19条の3

（令和六年法律第四十九号）

5

不当な使用資材等の購入強制の禁止

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません



受注者

注文者

建設業法 第19条の4
(令和六年法律第四十九号)

6

やり直し工事について

下請工事の施工後に、注文者が受注者に対して工事のやり直しを依頼する場合には、当事者間で十分な協議を行う必要があります



建設業法 第18条、第19条第2項、第19条の3
(令和六年法律第四十九号)

7 赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません

今月現場で
かかった諸費用は、
支払いから差し引かせて
もらいましたよ。

妥当性、
透明性の
確保を！



注文者



受注者

そんな一
現場の諸経費を
引かれるなんて
一言も聞いてないし、
廃棄物なんか全然
出していないのに！

事前協議・合意
の書面化を！

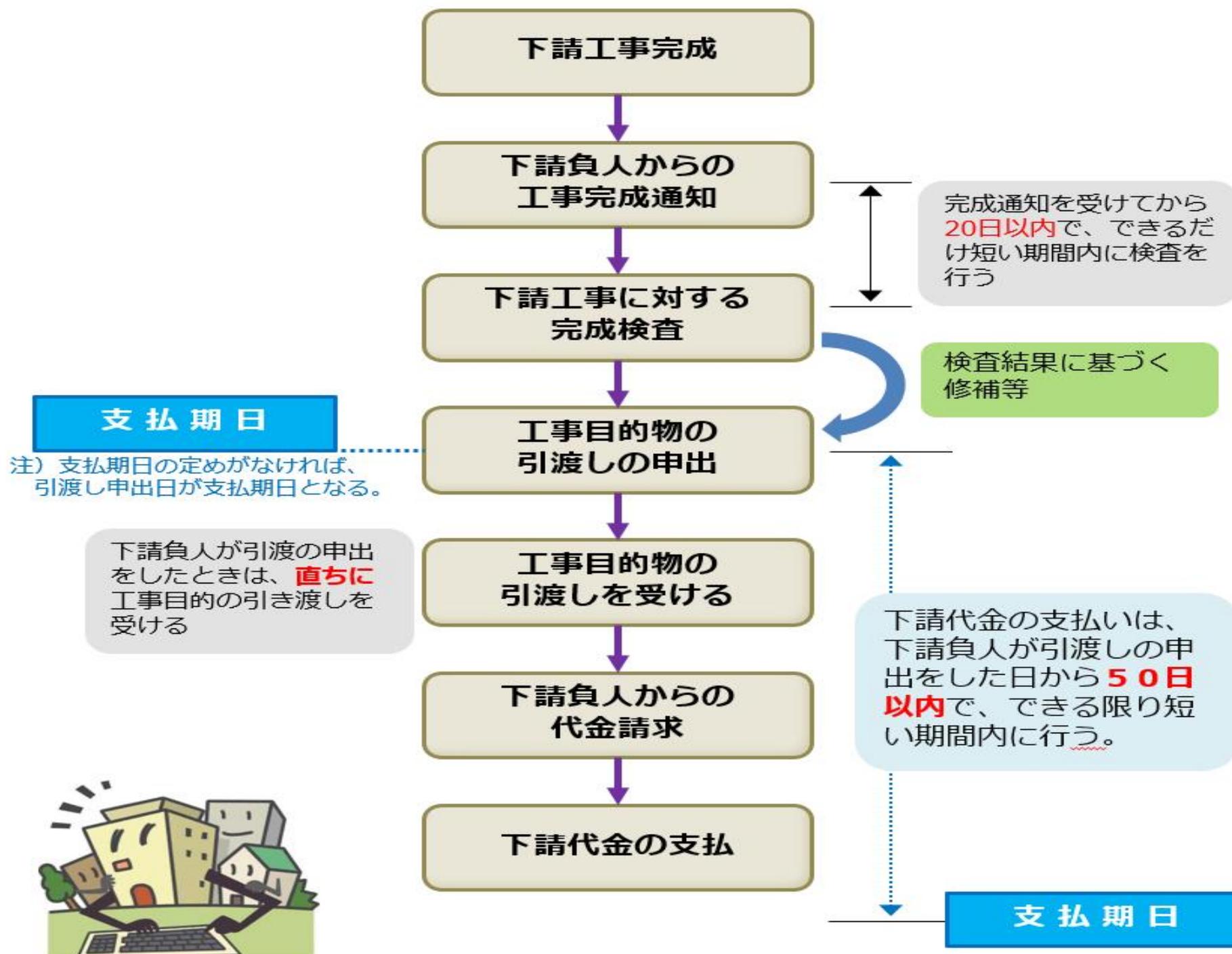
建設業法 第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項
(令和六年法律第四十九号)

8 下請代金の支払い

注文者から代金の支払いを受けた元請請負人は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません

特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があつてから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません





9

下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払

下請代金のうち**労務費**に相当する部分については、**現金**で支払うよう適切な配慮をしなければなりません

現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれます。

現金でお支払い
します

元請負人



従業員の給料支払いも
あるので、
助かります

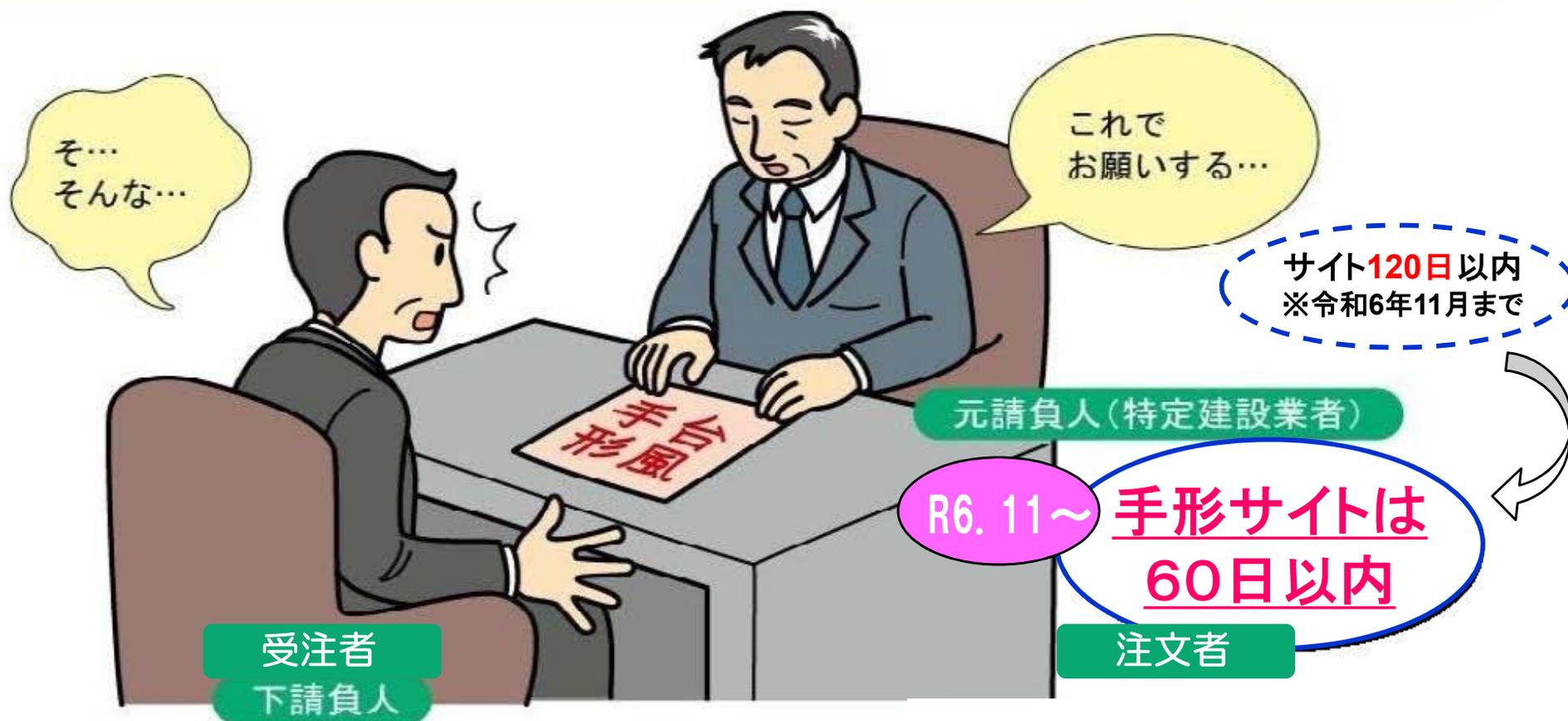
下請負人



建設業法 第24条の3第2項(令和六年法律第四十九号)

10 割引困難な手形での支払い

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません



11 不利益取扱いの禁止

元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはなりません

通報したから
取引は停止だ

元請負人

元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- ・ 不当に低い請負代金の禁止（第19条の3第1項）
- ・ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）
- ・ 下請代金の期間内の支払い義務（第24条の3第1項）
- ・ 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第24条の4）
- ・ 特定建設業者の下請代金の支払い義務（第24条の6第3項、第4項）

建設業法 第24条の5
(令和六年法律第四十九号)

12

帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません



建設業者

保存期間 5年

※発注者から直接請け負った新築住宅建設に係るものは10年

※発注者から直接請け負った元請業者には、以下の図書について10年の保存を義務付け

- ・完成図書
- ・発注者との打合記録
- ・施工体系図

建設業法 第40条の3

(令和六年法律第四十九号)

活動趣旨

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度創設以来、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行っている。

具体的方針

1. 建設Gメンの実地調査

昨年6月に改正建設業法が公布され、「労務費の基準」を著しく下回る見積りや契約の禁止など、技能労働者の資金原資である労務費の確保とその支払いのための新たなルールが整備された。

これを踏まえ今年度は、請負代金、労務費、工期に重点を置き、発注者、元請負人、下請負人に対して、「適正な請負代金・労務費の確保」「適切な価格転嫁」「適正な工期の設定」「適正な下請代金の支払い」について調査をし、新ルールを踏まえた適切な対応を求めるとともに、不当な取引に対しては改善指導等を行うことにより、取引の適正化を図る。

(1) 適正な請負代金・労務費の確保

- ・当初見積書及び最終見積書における労務費等の見積額やその算出根拠（人工数や歩掛りなど）、当該算出した労務費等の見積額が不当な金額となっていないか（策定後は「労務費の基準」と比較）等について確認
- ・総価としての請負代金が不当に低くなっていないか、指値発注など注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していないか
ダンピング受注となっていないか
- ・免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等

(2) 適切な価格転嫁

- ・注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に示された行動を適切にとっているか
- ・労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等

(3) 適正な工期の設定

- ・「工期に関する基準」に基づき、請負契約の締結の際に、建設業者が工期の見積を適正におこなっているか
- ・建設業者が見積もった工期が実工期に反映されているか 等

(4) 適正な下請代金の支払い

- ・下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ・元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか（下請契約のみならず、発注者を含めたサプライチェーン全体で調査する）
- ・下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

具体的方針

2. 法令違反疑義情報の収集

相談通報窓口である「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を周知する。
通報時の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けないよう、通報者の保護に特に努める。

3. 立入検査の実施

違反のおそれを把握した建設業者に対して、強制力のある立入検査を実施する。
立入検査等に合わせて、対象企業に対し、建設業の法令遵守及び改正建設業法の更なる周知を図る。

4. 建設業取引適正化推進期間

10～12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施する。
建設Gメンにおいても、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を行う。

5. 関係機関との連携

- (1) 各県労働局や労働基準監督署との連携による、発注者等に対する適正な工期の設定に向けた働きかけを実施する。
- (2) ダumping受注を繰り返すなど技能労働者の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある場合に、建設Gメンが行う請負代金に係る不当な行為に対する措置請求などについて、取組の実効性を高める観点から関係機関との緊密な連携を図る。
- (3) 建設関係団体との情報・意見の交換を行い、研修会の合同開催するなど改正建設業法の周知に努める。
- (4) 不良・不適格業者に対しては、速やかな情報共有、合同による立入検査の実施等について、各県の建設業許可部局等との間で連携・協力し対応する。

6. その他

- (1) 元請下請間のトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」の周知。
- (2) 建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた周知。
- (3) 資源有効利用促進法の省令改正により、建設発生土の搬出先の確認等が義務化されたことを受け、元請業者へ当該制度の周知。
- (4) 規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人は、全ての元請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書の提出を求めるなど法令遵守の周知。

指導・助言・勧告

監督行政庁が建設工事の適正な施工と建設業の健全な発達を図るために、必要に応じて是正等を求める行為です。

指示

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁による指示の対象になります。指示とは、法令違反や不適正な事実の是正、再発防止のため建設業者が具体的にとるべき措置を監督行政庁が命令するものです。

営業の停止

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止の対象になります。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などには、指示なしで直接営業の停止を命じられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可の取消し

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業の停止に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取消しがなされます。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示や営業の停止が命じられることなく、許可の取消しとなります。

5. その他

- (1) 手形による下請代金の支払 P. 53
- (2) 建設キャリアアップシステム P. 55
- (3) 建設業に関する各種相談窓口 P. 60

(1)手形による下請代金の支払

手形による下請代金の支払について

1. 手形サイトに関するルール

- 特定建設業者が注文者となった下請契約(当該下請契約の下請負人が資本金4000万円未満の一般建設業者であるものに限る。)に係る下請代金の支払については、一般の金融機関による「割引を受けることが困難であると認められる手形」を交付してはならない。【建設業法第24条の6第3項】
- 特定建設業者が、手形サイトが60日を超える手形を交付した場合、上記の「割引を受けることが困難である手形」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項違反となる。

手形サイト:手形の交付日から支払期日までの期間のこと

2. 手形サイトの短縮等に向けた政府の取組

- 「手形等のサイトの短縮について」(令和6年9月27日 20240913中庁第4号・公取企第283号(通知))
 - 令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形等のサイトが60日を超える長期の手形等を交付した場合、下請代金支払遅延等防止法(「下請法」)で禁止されている「割引困難な手形の交付」等に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導する方針を公表。
- 「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)
 - 令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定。

留意点

- 「割引困難な手形」等になるおそれのある期間を60日以内に変更かつ、できる限り短い期間となるよう留意。
- 令和8年の約束手形の利用の廃止に向け、現金払い化を促進するよう留意。

(2)建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステムの目的

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

人材確保

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもて、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



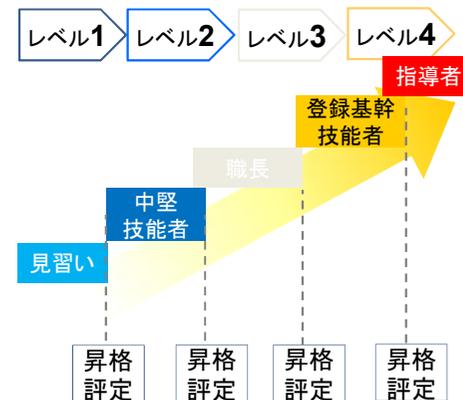
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

技能者の技能や職歴に応じた賃金支払いの環境整備

事業者

システムで閲覧できる技能者情報

就業日数: 510日	就業日数: 210日	就業日数: 150日	就業日数: 360日	就業日数: 60日
○○○ 基幹技能者 資格		○○○ 資格	□□□ 資格	○○○ 研修受講
就業日数: 250日	就業日数: 370日	就業日数: 10日	就業日数: 170日	就業日数: 50日
△△△ 資格	□□□ 基幹技能者		××× 資格	△△△ 研修受講

CCUSのレベルがあれば
技能の水準がわかりやすい

- ☆元請企業が、専門工事業者の技能者の技能を踏まえて、**適切な労務費を支払う環境を整える**
- ☆下請企業が、技能者の能力評価やCCUSのレベル別年収を参考として、**技能者の技能に応じた賃金支払いを行う環境を整える**

システム画面のイメージ（就業履歴）

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数	立場	作業内容
○○建設(株)	△△ビル	2016.3	18	職長	大工工事
○○建設(株)	□□マンション	2016.6	14	職長	設備設置工事
○○建設(株)	××市役所	2016.9	17	職長	設備設置工事
計	3 現場		49日		

技能者



自分の資格や従事した
工事の履歴の確認

- ☆自身の経歴等が簡易に一覧できるようになり、更なるスキルアップを促す
- ☆技能者が再入職する際などに、**自身の技能や就業履歴を簡易に証明**できる
- ☆CCUSのレベル別年収を参照して、**自身の技能に応じた賃金の目安を確認**できる。

審査済のデータに基づく社会保険加入状況の確認

⇒適切に社会保険に加入している技能者の活用を促す

技能者ID	技能者名	職種	立場	健康保険		年金保険
				加入	種類	
12345678	建設一郎	特殊作業員	職長	有	国民健康保険組合	...
90122345	土木花子	とび・土工	班長	有	国民健康保険組合	...
67890123	建築次郎	配管工		有	国民健康保険組合	...
...						

建設業退職金共済制度における確実な掛金積立て

本人情報		就業履歴
	0123456789 建設 太郎 560/07/01 男 03-xxxx-xxxx	○○建設(株) △△ビル建設工事 就業日数 計○○日
保有資格		
××× 資格		○○○ 研修受講

比較・確認



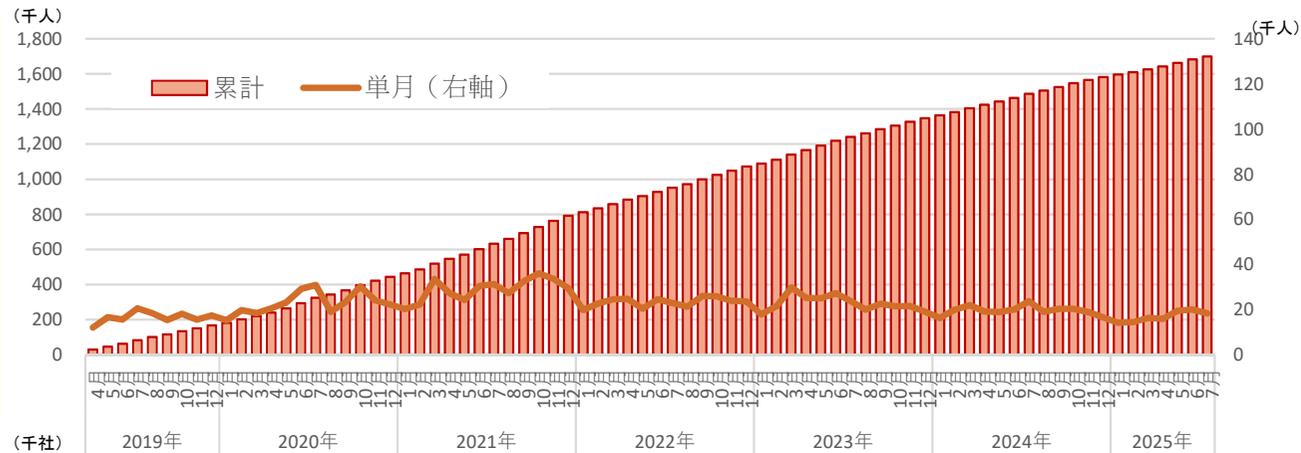
就労日数分の掛金が積立てられているか簡便に確認

建設キャリアアップシステムの利用状況(2025年7月末)

技能者の登録数

170万人が登録

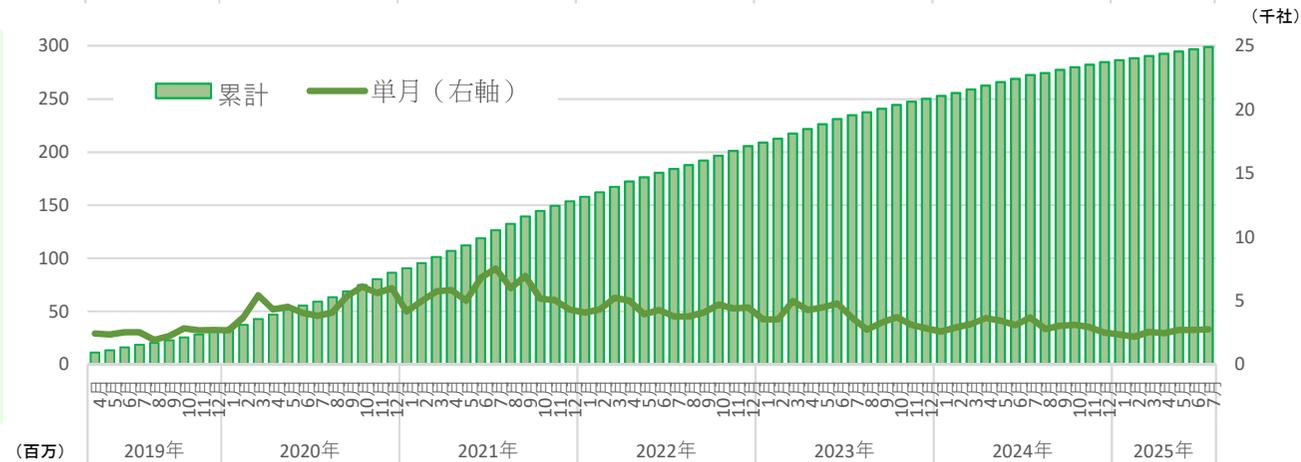
※労働力調査(R5)における建設業技能者数:300万人



事業者の登録数

29.9万社が登録

※うち一人親方は10.4万社

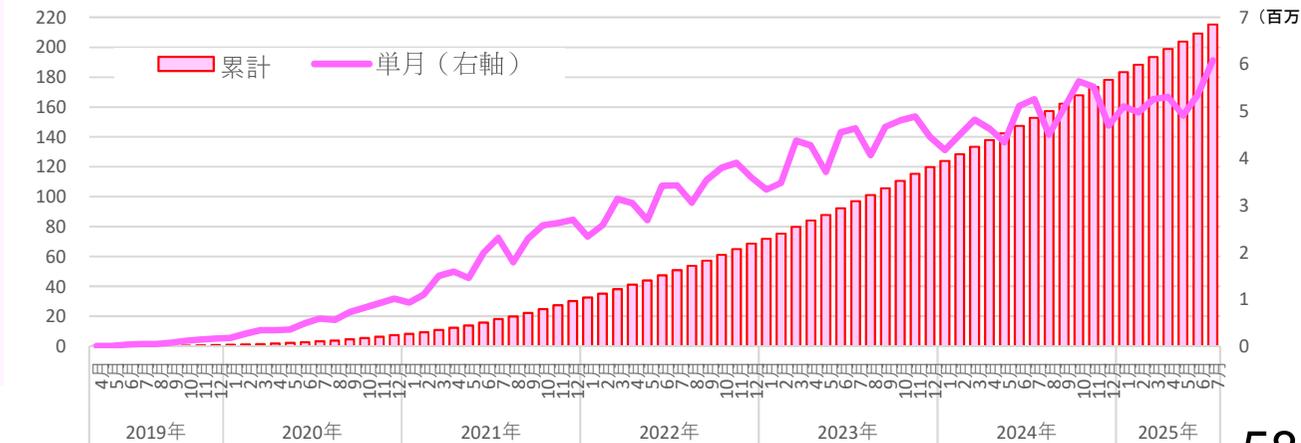


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 21,000万突破

※7月は608万履歴を蓄積



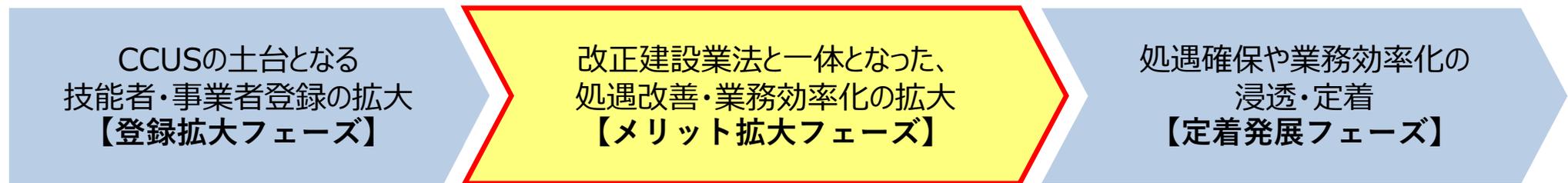
出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画(概要)

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

(3)建設業に関する各種相談窓口

建設業に関する各種相談窓口

国土交通省では以下の各種相談窓口等を設けております

建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索



建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内

建設業取引適正化センター

トラブルを解消して、健全な取引をしよう！

建設業取引適正化センター

検索

センター
東京
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

相談料
無料

センター
大阪
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp



【受付時間】 9:30～17:00 (土日、祝日及び12/29～1/3を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決に向けての方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

駆け込みホットライン

建設業法違反通報窓口

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン

検索

- 下請負人が、元請負人から不当な資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払保留など、建設業法に違反するおそれがある行為を受けたとして監督行政庁に通報したことを理由に今後の取引を停止するなど、不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

その他の建設業法に関するお問い合わせ窓口

建設業法に関するお問い合わせ等は、地方整備局等や都道府県の建設業許可担当部署も併せてご活用下さい

各許可行政庁の連絡先は国土交通省ホームページでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧

検索

建設業法及び各種ガイドラインのご確認は
国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法

検索

元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン

検索

愛知県公契約条例 労働環境の確認に ついて

愛知県会計局管理課

■愛知県では、対象となる公契約（以下、特定公契約と言います。）の相手方である事業者に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するため、以下の様々な取組を実施。

- ① 労働環境の報告
- ② 賃金単価及び報酬単価の報告
- ③ 労働者からの申出
- ④ 事業者及び労働者への周知



全ての契約が対象ではありません！

特定公契約とは・・・

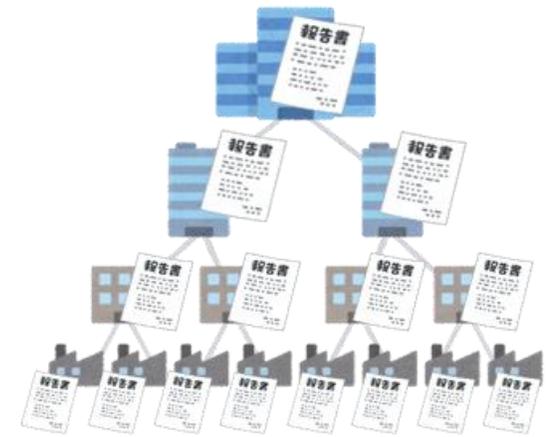
愛知県が締結する契約のうち、

- ・ 予定価格 **6億円以上**の工事請負契約
- ・ 予定価格 **1,000万円以上**の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約

① 労働環境の報告

報告が必要な事業者は？

- ・ 特定公契約の履行に関わるすべての事業者。
（下請・再委託事業者を含み、いわゆる一人親方を除く。）



報告の対象となる労働者は？

- ・ 特定公契約の履行に係る作業現場に従事するすべての労働者。
（作業現場で直接従事しない労働者（例：営業職、現場監督など）を除く。）



報告の内容は？

- ・労働条件の明示や就業規則の届出など労働関係法令の遵守状況。



報告時期や報告方法は？

- ・契約締結後、1か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「申請フォーム」により報告。
(困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも提出可能。)



※愛知県と元請事業者が令和8年4月1日以降に契約したものは申請フォームにより提出するが、それ以前に契約したものは従前どおり報告書を紙で元請事業者がとりまとめて県に提出。

②賃金単価及び報酬単価の報告

報告が必要な事業者は？

- ・ 特定公契約の履行に関わるすべての事業者。
(下請・再委託事業者及び一人親方を含む。)

報告の内容は？

業務に着手後、最初の1か月に係る賃金（報酬）単価。

- ・ 一人親方以外の事業者
 - ・・・従事人数、1日（8時間）当たりの賃金単価の平均額及び最低額。
(工事請負契約の場合は、労働者の職種ごとに報告。)
- ・ 一人親方の事業者
 - ・・・職種、請負金額、経費の合計額、作業日数、1日当たりの報酬単価。



報告時期や報告方法は？

- ・業務に着手後3か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「申請フォーム」により報告。
(困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも報告可能。)



※愛知県と元請が令和8年4月1日以降に契約したものは申請フォームにより提出するが、それ以前に契約したものは従前どおり「愛知県電子申請・届出システム」により提出。



③ 労働者からの申出



特定公契約のもとで働く労働者からの申出を受付。

- ・ 労働環境報告書の内容に関する申出…愛知県会計局管理課
- ・ 労働問題に関する申出…
 - 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談センター
 - あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー など

④ 事業者及び労働者への周知

- ・ 労働環境に関するチラシを、特定公契約に携わるすべての事業者及び労働者に配布、作業現場に掲示。
- ・ 「労働環境の確認に関する質疑応答集」を作業現場に常備。



▶ 元請事業者は周知状況を写真を添えて報告

本件に関する問い合わせ先

愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ
名古屋市中区三の丸3-1-2
電話：（052）954-6653

公契約条例 HP



詳しくは、愛知県公契約条例に関するホームページをご覧ください。

HPアドレス：
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/koukeiyaku.html>

愛知県 公契約

検索

